金融商品取引法制の最近の動向等について

2026年5月22日　日本取引所グループ金融商品取引法研究会

金融庁企画市場局市場課長
齊藤将彦

金融庁
Financial Services Agency, the Japanese Government

目次

１．金融商品取引法及び資金決済に関する法律の
一部を改正する法律案

２．スタートアップへの成長資金の供給促進

３．令和８年夏の金融庁の組織拡充・再編

目次

１．金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案

２．スタートアップへの成長資金の供給促進

３．令和８年夏の金融庁の組織拡充・再編

金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案の概要

2026年4月10日
国会提出

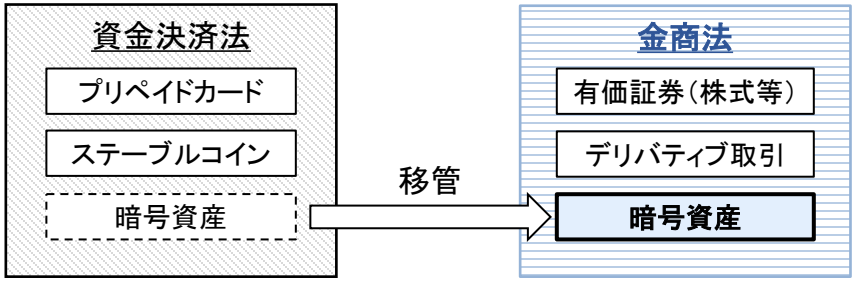
我が国の金融・資本市場の変化に対応しつつ、成長資金供給を拡大するとともに、市場の公正性・透明性及び投資者保護を確保するため、「**暗号資産**」、「**サステナビリティ情報の開示・保証**」、「**スタートアップへの資金供給**」、「**不公正取引規制**」等に関する制度を整備

1．暗号資産に係る規制の見直し

国内外の投資家において暗号資産が投資対象と位置付けられている状況を踏まえ、イノベーション促進の観点にも留意しつつ、利用者保護の充実を図る

- 暗号資産取引に係る規制を**資金決済法から金商法に移管**

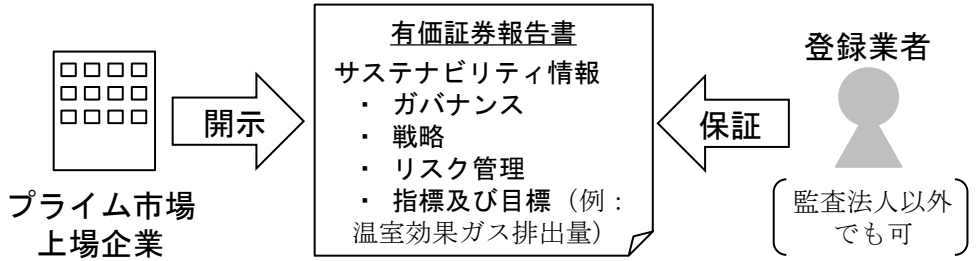
※ 有価証券とは別の金融商品と位置付け、その性質を踏まえた規制を適用



2．企業のサステナビリティ情報の開示・保証

投資家にとって重要な情報である、気候変動等に係る企業のサステナビリティ情報について、比較可能性を向上させつつ、開示の充実を図り、信頼性を確保する

- 一定のプライム市場上場企業に対し、サステナビリティ開示基準に基づく**情報開示**及び**第三者保証を義務付け**
- **保証の提供業者**に対し、**登録制・業規制を導入**



3．スタートアップ企業への資金供給の促進

投資家保護に留意しつつ、開示規制緩和やプロ投資家の裾野拡大を図ることにより、スタートアップ企業への投資を更に促進する

- **有価証券届出書の提出免除基準の引上げ**

※ ５億円未満の資金調達について提出を免除（現行：１億円未満）

- **プロ投資家向けの資金調達に係る勧誘対象範囲の拡大**

※ プロ投資家になるための移行手続を行っていないものの、プロ投資家の要件を満たし、高い情報分析能力等を有する者に対し、簡易な情報提供でのプロ向けの勧誘制度の利用を可能とする（ただし、仲介する証券会社には適合性原則等の行為規制が適用）

4．有価証券に関する不公正取引規制等の見直し

近年、有価証券に関する不公正取引等において、違反行為として捕捉できない事例や、課徴金による違反行為の抑止が不十分な事例、調査協力が得られない事例等が発生

- **インサイダー取引規制の対象者の範囲拡大**
- **課徴金制度の見直し**
- **調査権限等の拡充**

※このほか、今般新設する規定と同じ文章構造を持つ金融商品取引法第75条及び第79条の4について、一般的な表記方法に則した表現に適正化

1. 暗号資産に係る規制の見直し（概要）

背景

- 暗号資産は、現在決済手段の観点から資金決済法で規制されているが、足下では**投資対象化が進展**
 - ✓ 国内のアンケート調査によると、投資経験者の暗号資産保有率はFX取引や社債等よりも高く、利用者の取引動機のほとんどは長期的な値上がりを期待したもの
 - ✓ 国内機関投資家においても、暗号資産を分散投資の機会と捉え、投資意欲が高まっているとの調査結果
 - ✓ 国際的にも、米国等で暗号資産ETFが上場され、近年、機関投資家からの資金流入が増加している
- **個人の利用者**において**暗号資産の保有が身近になっている**（国内口座開設数：1,400万超、年収：700万円未満が約7割）

暗号資産を巡る喫緊の課題

- **適正な取引の確保・無登録業者への対応**（金融庁等に詐欺的な投資勧誘等の相談が多数）
- **投資アドバイス等に係る不適切行為への対応**（投資セミナーやオンラインサロン等による詐欺的な行為が疑われる事例も発生）
- **情報提供の充実**（暗号資産発行時のホワイトペーパー（説明資料）等の記載内容が不明確であったり、記載内容と実際のコードに差があることが多いとの指摘）
- **セキュリティの確保**（サイバー攻撃を受けて暗号資産が流出する事案が継続して発生）
- **価格形成・取引の公正性の確保**（インサイダー取引規制に関するIOSCO（証券監督者国際機構）の勧告や欧州等での法制化）

改正事項

- □ 暗号資産取引に係る規制を**資金決済法から金商法に移管し**【資金決済法第3章の3の削除等】、**有価証券とは異なる金融商品**として金商法に位置付けた上で、**利用者保護の充実を図る**
- □ ①**無登録業者等への対応の強化**、②情報の非対称性を解消するための**情報公表規制の整備**、③**暗号資産交換業者**（名称は暗号資産取引業者へ変更）**への規制の強化**、④**インサイダー取引規制の創設**を含む**不公正取引規制の強化**を図る

1. 暗号資産に係る規制の見直し（情報公表規制）

発行者がいる暗号資産
（特定暗号資産）

例：IEOトークン※等
※Initial Exchange Offering。暗号資産取引業者が発行者の依頼に基づいて販売する暗号資産

- **発行者**は、特定暗号資産の募集・売出しを行うにあたり、あらかじめ、**暗号資産の情報を公表しなければならない** 【改正金商法第27条の39】
 （注1）暗号資産取引業者は、発行者が公表した情報を投資者に提供しなければならない
 （注2）**少人数・プロ投資家**を相手方とする勧誘や、**無償での付与**、**マイニング**（暗号資産移転の承認作業）等の報酬としての付与については**規制対象外**
- 発行者による資金調達を伴わず、暗号資産取引業者が独自に取り扱う場合は、当該暗号資産取引業者が情報公表しなければならない 【改正金商法第27条の60等】

公表する内容
※詳細は内閣府令事項

- 発行者の商号・経理の状況、暗号資産に関連する業務の状況等
- 特定暗号資産について投資者に明らかにされるべき基本的な情報（例：暗号資産の性質・機能や供給量、基盤技術等） 等

上記以外の暗号資産
（例：ビットコイン等）

- **暗号資産取引業者**は、暗号資産の取扱いにあたり、あらかじめ、**暗号資産の情報を公表しなければならない** 【改正金商法第27条の60】

公表する内容
※詳細は内閣府令事項

- 暗号資産について投資者に明らかにされるべき基本的な情報（例：暗号資産の性質・機能や供給量、基盤技術等） 等

□ また、継続的な情報公表規制として、①重要な事象が生じた場合（詳細は内閣府令事項）の**臨時情報**、②年１回の**定期情報**（発行者が募集・売出しを行った場合）を公表しなければならない 【改正金商法第27条の50、第27条の51等】
（注3）継続的な情報公表義務の免除
発行者が内閣総理大臣の承認を受けた場合（暗号資産の分権化等）には、継続的な情報公表義務は免除（以後、暗号資産取引業者による情報公表）

□ **情報の正確性の確保**及び**投資者保護**の観点から、

✓ 特定暗号資産の発行者による募集・売出しについて、監査法人等の財務監査が行われていない場合には、投資者の**投資上限**を設定 【改正金商法第27条の59】
（詳細は政令・内閣府令事項。株式投資型クラウドファンディングと同様の投資上限を設定予定（50万円を超える場合には収入又は純資産の5%まで。特定投資家は制限無し）（上限200万円））

✓ 虚偽記載等に対する有価証券と同様のエンフォースメント規定を整備 【改正金商法第27条の43、第27条の45、第172条の14、第197条第1項第4号の3、第210条第1項等】
（注4）民事責任の規定を整備（損害賠償額の法定、発行者の取締役等について立証責任の転換された過失責任等）
（注5）虚偽記載等に対する罰則の整備（虚偽記載：10年以下の拘禁刑若しくは1,000万円以下の罰金又は併科 等）、証券監視委による犯則調査の対象に追加
（注6）虚偽記載等に対する課徴金制度の整備

1. 暗号資産に係る規制の見直し（業規制）

基本的な方向性

- **第一種金融商品取引業に相当する規制を適用**。現行法の安全管理措置（原則コールドウォレット※等での管理）等に関する規制については、金商法に同様の規制を設ける【改正金商法第3章等】
 ※秘密鍵を常時インターネットに接続していない電子機器で管理する方法
 （注1）既存の第一種金融商品取引業者が暗号資産取引業を行う場合は変更登録が必要
- 暗号資産を投資対象とする投資運用行為や投資助言行為について、それぞれ**投資運用業、投資助言業の対象として規制**

【改正金商法第2条第8項第11号、第12号等】

暗号資産取引業者に対する主な規制等の概要

＜取扱い暗号資産＞

□ 利用者保護のための**必要な基準に適合しない暗号資産の取扱い禁止**【改正金商法第43条の7】

（詳細は内閣府令事項。内閣府令においては、流動性やコンプライアンス、移転記録管理等に関する基準を定める予定）

＜業務管理体制の整備＞

□ 暗号資産取引業を適確に遂行するための業務管理体制の整備【改正金商法第35条の3】（詳細は内閣府令事項。内閣府令においては、取り扱う暗号資産の審査体制、顧客適合性確保のための確認体制、売買審査体制等を規定する予定）

＜利用者財産の管理＞

□ 暗号資産取引業の一部を委託する場合、委託先の指導や品質管理に必要な措置の実施【改正金商法第43条の13】

□ **暗号資産の管理を行うための重要なシステムの提供業者**に係る規制の導入（事前届出、システムの安全性確保義務等）【改正金商法第3章の6等】

＜責任準備金＞

□ 不正流出事案が生じた場合の顧客への**補償原資**として**責任準備金を積み立て**【改正金商法第46条の5】

（詳細は内閣府令事項。内閣府令においては、管理する暗号資産の残高に応じ、セキュリティ水準も勘案しながら積立率を定める予定）

＜暗号資産の借入れ＞

□ 利用者から**暗号資産の借入れを行う業務を暗号資産取引業の対象に追加**【改正金商法第2条第8項第25号等】

＜仲介業規制＞

□ 暗号資産取引に係る仲介業を金融商品仲介業の対象に追加【改正金商法第2条第11項第2号】

＜無登録業者対応＞

【改正金商法第192条、第194条の7第4項、第197条第1項第4号の4、第210条第1項】

□ 無登録業に対する**罰則の引上げ**（拘禁刑3年から10年※）、**証券監視委の犯則調査の対象に追加**。裁判所による緊急差止命令の対象とし、証券監視委の申立て権限を整備

※資金決済法の拘禁刑3年から、金商法の拘禁刑10年（今般の改正で5年から引上げ）の対象とする

□ 金商法に違反する無登録業者による売付けについて、**民事効規定**（原則無効として立証責任を転換）**の対象に追加**（注2）暗号資産取引業者が取り扱っていない暗号資産が対象【改正金商法第171条の15】

□ 対価を受けて取引判断に関する意見表示をする場合における対価を受ける旨の表示を義務づける**ステルスマーケティング規制の対象に追加**【改正金商法第171条の12】

（参考）このほか、内閣府令事項として、暗号資産が**詐欺的な投資勧誘の支払手段として利用されることを未然に防ぐ措置を講じる**

例：新規口座開設直後にはアンホステッド・ウォレットへ移転できない等の熟慮期間を設ける等

1. 暗号資産に係る規制の見直し（不公正取引規制）

インサイダー取引規制

□ 現行の金商法では、暗号資産についても、上場有価証券等と同様に、偽計・相場操縦行為等の禁止規制が整備されているが、インサイダー取引を直接規制する規定は設けられていない。国際的な情勢を踏まえ、取引の公正を確保する観点から、**暗号資産のインサイダー取引規制を整備する** 【改正金商法第171条の7～第171条の10】

	不正行為の禁止に関する一般規制	風説の流布・偽計	相場操縦行為	インサイダー取引規制
有価証券	○	○	○	○
暗号資産	○	○	○	× ⇒ ○ ※

※上場有価証券等と同様に、未公表の重要事実の伝達・取引推奨も禁止

□ 上場有価証券等のインサイダー取引規制の枠組みをベースに、①**「対象暗号資産」**について、②**「重要事実」**に接近できる③**特別の立場にある者（インサイダー）**が、当該事実の公表前に、売買等を行うことを禁止することとする

【改正金商法第171条の7～第171条の10】

- ✓ 対象暗号資産：**国内の暗号資産取引業者で取り扱われる暗号資産**
- ✓ 重要事実：(1)暗号資産発行者等に関する重要事実（発行者の解散等）、(2)暗号資産取引業者に関する重要事実（暗号資産の取扱開始・中止等）、(3)大量売買を行う者に関する重要事実（大量売買（政令で発行済暗号資産の20%以上の売買等を定める予定））を列挙した上で、バスケット条項で補完
- ✓ 規制対象者：暗号資産発行者の関係者、暗号資産取引業者の関係者、大量売買を行う者の関係者（これらの者からの情報受領者を含む）

□ **罰則**は、上場有価証券等と同様に、5年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金又は併科とする

【改正金商法第197条の2第1項第16号～第19号】

エンフォースメントの強化

□ 上場有価証券等と同様に、暗号資産に係る不公正取引についても**証券監視委の犯則調査や課徴金制度の対象に追加**

（注）課徴金制度の対象は、インサイダー取引規制、相場操縦行為、風説の流布・偽計

【改正金商法第173条、第174条、第175条の３等】

2. 企業のサステナビリティ情報の開示・保証

背景

- 気候変動や人的資本等に係る企業のサステナビリティ情報は、**投資家が中長期的な企業価値を評価する観点で重要な情報**
- 国際的には、2023年6月に国際サステナビリティ開示基準（ISSB基準）が開発され、日本においても、2025年3月、サステナビリティ開示基準（SSBJ基準）が開発された（ISSB基準と機能的に整合的）

課題

- 日本では、2023年3月期より、上場企業等に対しサステナビリティ情報の開示を義務付けているが、具体的な基準に基づいておらず、**比較可能性を向上させる必要**
- さらに、サステナビリティ情報に第三者による保証が義務付けられておらず、**信頼性を確保し投資者保護を図る必要**

改正事項

開示基準の適用

□ 一定の企業に対し、一定の基準（SSBJ基準）**に準拠して有価証券報告書を作成すること**を義務付け【改正金商法第26条の４第1項】

（注1）具体的な適用対象企業については、グローバルな投資家との建設的な対話を志向する**プライム市場上場企業の、時価総額の大きな企業から順次適用を義務付けていく**ことを政令等で規定予定。具体的には、企業等の準備期間を考慮し、以下のとおり適用義務付け開始

i. 時価総額**3兆円以上の企業**：**2027年3月期**
ii. 時価総額**3兆円未満1兆円以上の企業**：**2028年3月期**
iii. 時価総額**1兆円未満5千億円以上の企業**：**2029年3月期**

（注2）時価総額の算定方法については、5事業年度末の平均値を使用することを内閣府令で規定予定

（注3）時価総額5千億円未満の企業へのSSBJ基準の適用については、企業の開示状況や投資家のニーズ等を踏まえて今後検討

（注4）経過措置として、適用開始から2年間は二段階開示（SSBJ基準に従って有価証券報告書に記載すべき事項を訂正報告書に記載し、半期報告書の提出期限までに提出することによって追完できる）を許容することを内閣府令で規定予定

（注5）セーフハーバー・ルールについては、同様の要件の下、課徴金に係る責任も負わない旨ガイドラインに定める予定

□ 企業の積極的な情報開示を促す観点から、一定の場合に、将来情報等の虚偽記載に対する金融商品取引法上の民事責任を負わないこと（**セーフハーバー・ルール**）を規定
【改正金商法第21条の２第３項等】

保証

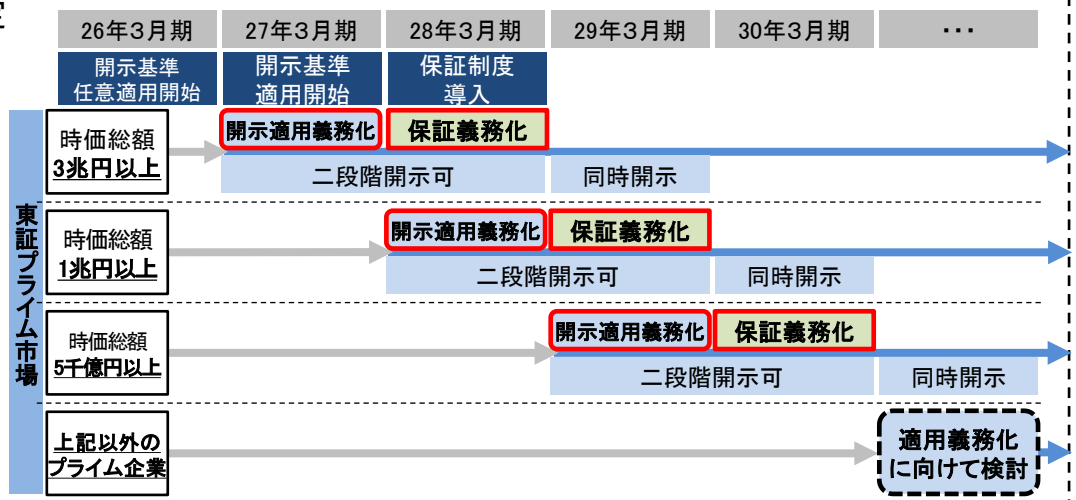
□ **開示基準の適用開始時期の翌年**から保証を義務付け
【改正金商法第26条の５第1項等】

（注6）保証範囲は当初2年間は限定（3年目以降は国際動向等を踏まえて今後検討）

□ 保証の提供業者に**登録制を導入**（**監査法人・監査法人以外のいずれの者も**登録要件を満たす場合は参入可）
【改正金商法第26条の6等】

□ 守秘義務、業務執行担当者のローテーション等の**行為規制を導入**【改正金商法第26条の12、第26条の17等】

□ 金融庁が登録業者への検査・監督を実施
【改正金商法第26条の24等】



【参考】セーフハーバー・ルールについて

- 企業戦略等の非財務情報が拡充されてきたことに加え、現在サステナビリティ開示基準の導入に向けた議論も進捗
- 虚偽記載等の責任に対する企業の懸念・負担に配慮しつつ、**投資判断や建設的な対話に資する情報開示の充実を図る必要**

- 有価証券報告書における**虚偽記載に対する金融商品取引法上の責任**（刑事/行政/民事）**の範囲の明確化のため**、一定の場合には、**将来情報等の虚偽記載に対する同法上の民事責任及び行政責任を負わない**こととする（**セーフハーバー・ルール**）

刑事責任	行政責任	民事責任
• 行為者：10年以下の拘禁刑若しくは1,000万円以下の罰金又は併科 • 法人：７億円以下の罰金	• 600万円と時価総額の10万分の６のうち大きい額の課徴金 • 訂正報告書の提出命令等	• 立証責任が投資者（原告）から会社（被告）に転換された過失責任 • 損害額の推定規定もあり

適用範囲

- **不確実性が高く、正確性を求めることが投資者のニーズや企業負担の観点から必ずしも相当とは言えない情報**として、**非財務情報**のうち、**将来情報**（業績見通しやビジョン等）、**見積り情報**（データを用いた推計・分析等）、**統制の及ばない第三者から取得した情報**（温室効果ガス排出量のうち、他社の排出量（Scope3）や行政機関の公表情報等）が対象。ただし、財務諸表に密接に関連する情報は除く

適用要件

- 以下の事項が真実に基づき開示されていれば、**セーフハーバー・ルールが適用され、民事責任が免責される**
 - **有価証券報告書**に、将来情報等の前提となる事実、仮定及び推論過程、情報の入手経路等に関する社内での検討・評価手続等を開示
 - **確認書**に、経営者が非財務情報を含む開示手続を整備している旨とその実効性を確認した旨を開示

効果

- **民事責任**に加え、**課徴金納付命令や訂正報告書の提出命令もセーフハーバー・ルールの対象**。故意犯処罰を原則とする**刑事責任は対象外**

※　民事責任は法律改正、課徴金納付命令等はガイドライン改正により対応

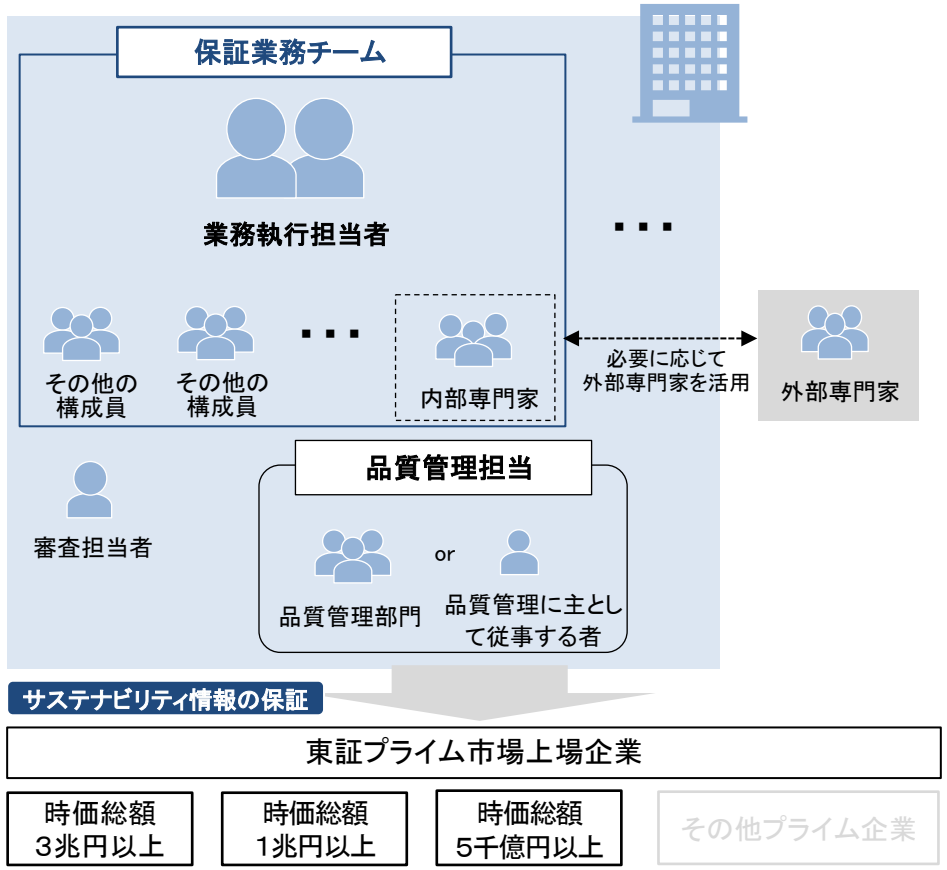
【参考】サステナビリティ情報の第三者保証制度

- 一定のプライム市場上場企業に対し、有価証券報告書等におけるサステナビリティ開示基準に基づく**情報開示**及び**第三者保証を義務付け**る。サステナビリティ情報の保証は、**国際基準**(注1)**と整合性が確保された基準に準拠**して実施することとする
- 保証業務実施者を**登録制(法人)**とし、**監査法人・監査法人以外のいずれも、要件を満たす場合は登録可能**

登録業者の規制概要

登録要件	■ **業務執行担当者**の設置など人的体制整備 (業務執行担当者へサステナビリティ情報の保証に必要な専門的な知識・経験や能力を要求) ■ 品質管理部門の設置など必要な**業務体制の整備**、一定の**財産的基礎**　等
行為規制	■ 国際基準(倫理・独立性基準)で求められる義務の遵守 ■ 具体的には、**守秘義務**、一定の**非保証業務との同時提供禁止**、**業務執行担当者のローテーション**　等 ■ 登録業者への**検査・監督は当面**(自主規制機関ではなく)**金融庁**において実施
エンフォースメント(注3)	■ 登録業者の法令違反等に対する行政処分(課徴金、業務改善命令等)を規定 ■ **虚偽「保証」**について**故意過失の立証責任が転換された民事責任**を規定(注2)

〔サステナビリティ情報の保証業務のイメージ〕



(注1)保証基準(ISSA5000)、品質管理基準(ISQM1)、倫理・独立性基準(IESSA)を指す
(注2)企業は一定の場合に虚偽記載に係る民事責任(立証責任が転換された責任)を負わないこととされている(いわゆるセーフハーバー・ルール)。この場合には保証業務実施者も同様に、虚偽の「保証」に係る民事責任を負わないこととする
(注3)任意の保証(有価証券報告書等における義務的保証の対象でないサステナビリティ情報について保証を受けること等)については、①開示された情報がSSBJ基準に基づいていること、②登録された保証業務実施者による保証であること、③国際基準(ISSA5000等)と整合性が確保された基準による保証であることを満たす場合、有価証券報告書等に保証報告書を添付可能とする

3. スタートアップ企業への資金供給の促進

背景

- スタートアップ・成長企業への成長資金の供給拡大のため、**非上場株式の発行・流通の活性化が喫緊の政策課題**
- プロ投資家（特定投資家）向けの資金調達手段（特定投資家私募）に係る制度を整備してきたが、**特定投資家の裾野が狭い**こともあり、**資金調達の事例は限定的**

※ 特定投資家私募は、証券会社の関与が必要。また、有価証券届出書は不要であるが、投資者向けの簡易な情報提供が必要

課題

- **投資者保護に留意し、開示負担にも配慮した段階的な開示制度を整備**しつつ、**プロ投資家の裾野拡大を図る**ことにより、スタートアップ・成長企業への投資を更に促進する必要

改正事項

（1）一般投資家向けの資金調達に係る開示規制の緩和

□ **有価証券届出書の提出免除基準を**1億円から**5億円に引上げ**
【改正金商法第4条第1項第4号】

□ **5億円以上10億円未満の募集**（**少額募集**）については、**より簡易な様式による有価証券届出書**を利用可能に
【改正金商法第5条第2項】

（注1）少額募集の場合における有価証券届出書は、連結情報が不要とされている。さらに、2025年2月に、以下のような簡素化を実施している
- 初めて届出書を提出する場合の財務諸表を、監査済みの2期分から、（比較情報を含む）監査済みの1期分とする
- 特別情報としての3期分の財務諸表は記載を不要化
- ガバナンスに関する情報は事業報告と同程度の記載で可
- サステナビリティ情報の開示を任意化

（2）特定投資家向けの資金調達に係る勧誘対象範囲の拡大

□ **特定投資家の裾野拡大**のため、特定投資家要件を満たし、高い情報分析能力等を有するものの、行為規制上の保護を希望し、特定投資家になるための移行手続を行っていない者（**潜在的特定投資家**）**を特定投資家私募の相手方の範囲に追加**【改正金商法第2条第3項第1号イ、第2号ロ等】

（注2）ただし、仲介する証券会社には、適合性原則、説明義務等の行為規制が一般投資家と同様に適用

（注3）これに併せて、内閣府令等の改正により、特定投資家の移行要件を緩和・明確化する予定

（3）株式報酬に係る開示規制の見直し

□ 企業が自社及び子会社の役員・使用人に対し、株券・新株予約権証券を交付する際の勧誘を、上場・非上場にかかわらず、**「募集」から除外**（**有価証券届出書の提出は不要**）【改正金商法第2条第3項第1号ロ、第2号ハ等】

【参考】スタートアップ成長資金拡大①

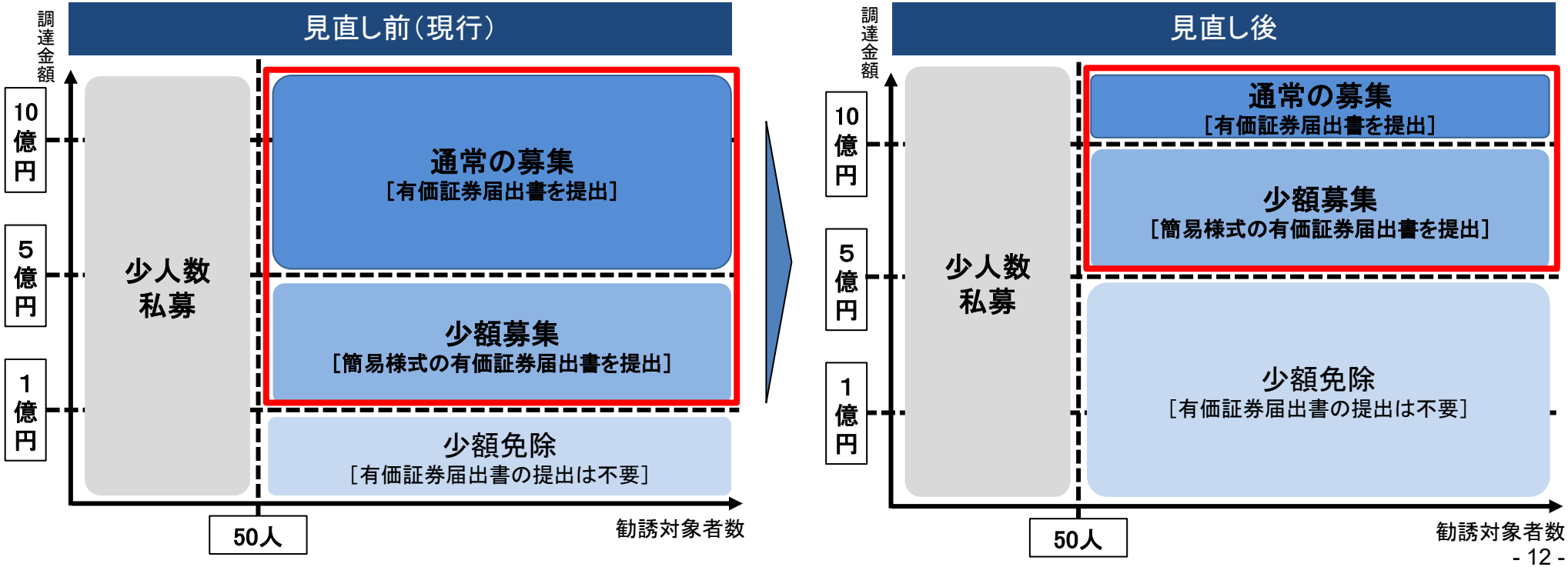
□ スタートアップ・成長企業への資金供給を更に促進するため、投資者保護に留意しつつ、開示負担にも配慮した**段階的な開示制度を整備**

一般投資家向けの資金調達に係る開示規制の緩和

□ 有価証券届出書の**提出免除基準を1億円から5億円に引上げ**

□ **5億円以上10億円未満の募集（少額募集）**については、**より簡易な様式による有価証券届出書**を利用可能に

※ 少額募集の場合における有価証券届出書は、連結情報が不要とされている。さらに、2025年2月に、以下のような簡素化を実施している
- 初めて届出書を提出する場合の財務諸表を、監査済みの2期分から、（比較情報を含む）監査済みの1期分とする
- 特別情報としての3期分の財務諸表は記載を不要化
- ガバナンスに関する情報は事業報告と同程度の記載で可
- サステナビリティ情報の開示を任意化



【参考】スタートアップ成長資金拡大②

□ **特定投資家私募（プロ向けの私募）**の勧誘の相手方に、特定投資家と同等の能力を有する**「潜在的特定投資家」を追加**

プロ投資家（特定投資家）向けの資金調達に係る勧誘対象範囲の拡大

□ 特定投資家を相手方とする資金調達手段である**特定投資家私募**では、証券会社の仲介の下、簡易な開示様式による情報（監査不要）の提供又は公表を条件として開示規制を免除している。特定投資家の範囲の見直し等の制度整備を進めてきたが、**資金調達の事例は限定的**であり、特定投資家の裾野の拡大が必要

□ そのため、特定投資家要件を満たし、高い情報分析能力等を有するものの、行為規制上の保護を受けることを希望することから特定投資家への移行手続を行っていない者 （**潜在的特定投資家**）を、**特定投資家私募の相手方の範囲に追加**

□ 潜在的特定投資家を相手方とする勧誘行為に適用される金商法上の規制は、以下のとおり。

	見直し前（現行）	見直し後
特定投資家私募（開示規制）の相手方の範囲	特定投資家	特定投資家、 **潜在的特定投資家**
適合性原則、説明義務等（行為規制）が適用されない者の範囲	特定投資家	特定投資家 ※ **潜在的特定投資家は、**行為規制上は**一般投資家**として取り扱われる

４．有価証券に関する不公正取引規制等の見直し

● 有価証券の不公正取引等について、不正と考えられるものの既存の法令では違反行為として捕捉できない事例や、違反行為として捕捉できるが課徴金の額が低く、抑止効果として不十分な事例が生じていること等への制度的対応を行う

（1）インサイダー取引規制の対象者の範囲拡大

□ 公開買付けに係るインサイダー取引規制の対象者として、**公開買付けの対象企業**（買われる側）**と契約を締結・交渉している者**（例：対象企業のアドバイザー）**等を追加** 【改正金商法第167条】

（注1）現行は、公開買付けをする者（買う側）の関係者は広範に規制対象者とされているが、公開買付けの対象企業（買われる側）の関係者はその役職員のみが規制対象者とされている

（2）課徴金制度の見直し（算定方法の見直し）

□ **公開買付けに係るインサイダー取引の課徴金の水準を引上げ** 【改正金商法第175条第2項】

（注2）近時の事例を踏まえ、「公表前の価格の50％増し」か「公表後2週間の最高値」のいずれか高い額（現行は公表後2週間の最高値）と買付け価格の差額とする

□ **大量保有報告制度違反に係る課徴金の水準を引上げ**
【改正金商法第172条の7第2号、第172条の8第2号】

（注3）近時の事例を踏まえ、課徴金の水準を現行の70倍に（現行は時価総額の10万分の1）

□ **高速取引行為（HFT）による相場操縦に対する課徴金の算出方法の適正化** 【改正金商法第174条の2の2、第176条第1項、第2項】

（注4）事前に設定したプログラムに基づき、マイクロ秒単位で高速・高頻度に注文を繰り返して薄利（1万円未満）の日計り取引を大量に行うという傾向を踏まえ、

①端数の切捨処理の基準値を現行の1万円未満から1円未満に変更

②1日単位で課徴金の額を算定

（3）課徴金制度の見直し（対象の拡大等）

□ **他人名義口座の提供を受けるなどして不公正取引を行う者に対する課徴金の水準を1.5倍に引上げ** 【改正金商法第173条～第175条】

□ **口座提供等の協力行為を行った者に対する課徴金を創設** 【改正金商法第175条の5】

（注5）課徴金の水準は違反者の利得相当額の半額

□ 課徴金減算制度について、**調査開始後における協力度合いに応じて減算する制度を導入** 【改正金商法第177条の3等】

（注6）現行は調査開始前に申告した場合のみ減算する制度

（4）調査権限等の拡充

□ **無登録業に対する罰則の引上げ** 【改正金商法第197条第1項第4号の4】

（注7）現行の5年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金又は併科を、10年以下の拘禁刑若しくは1,000万円以下の罰金又は併科に

□ **無登録業に対する証券監視委の犯則調査権限を追加** 【改正金商法第210条第1項】

（注8）詳細は政令事項

□ **外国規制当局からの協力要請に応じて行う調査権限に出頭を求める権限を追加** 【改正金商法第189条】

（注9）IOSCO EMMoU（各国当局間の協議・協力及び情報交換の枠組み）への署名要件の一つとして、当局に出頭を求める権限が必要

（5）その他の論点

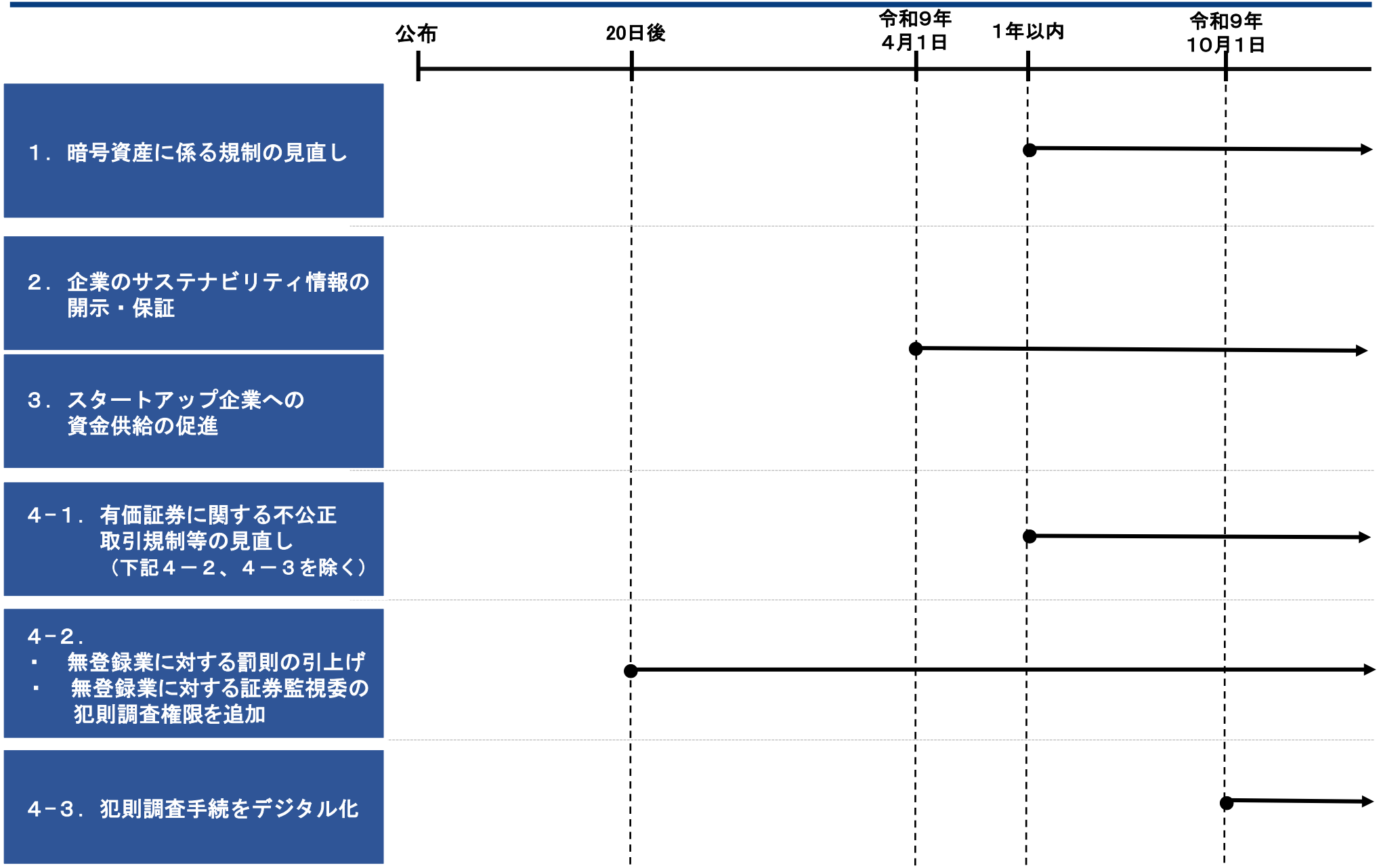
□ **犯則調査手続をデジタル化**（刑事訴訟手続のデジタル化と同様）
【改正金商法第211条等】

（注10）調書等の作成、許可状の裁判官への請求等を電子データで行えるように

□ **金融商品取引業者の退出時における顧客財産の返還に関する制度（管理人制度）を創設** 【改正金商法第3章第4節の3】

（注11）近年の登録取消事案において、役員が不在となる事案が発生。顧客の資産を預かる金商業者を対象に、内閣総理大臣の管理を命ずる処分により、投資者保護基金や自主規制機関等が管理人になれるように

各改正事項の施行期日


公布
20日後
令和9年
4月1日
1年以内
令和9年
10月1日
1．暗号資産に係る規制の見直し
2．企業のサステナビリティ情報の開示・保証
3．スタートアップ企業への資金供給の促進
4－1．有価証券に関する不公正取引規制等の見直し（下記４－２、４－３を除く）
4－2．
・ 無登録業に対する罰則の引上げ
・ 無登録業に対する証券監視委の犯則調査権限を追加
4－3．犯則調査手続をデジタル化

改正法の構造

本則第１条　（金融商品取引法）

- 企業のサステナビリティ情報の開示・保証
- スタートアップ企業への資金供給の促進
- 無登録業に対する罰則の引上げや証券監視委の犯則調査権限追加

本則第２条　（金融商品取引法）

- 暗号資産に係る規制の見直し
- 有価証券に関する不公正取引規制等の見直し
- 犯則調査手続のデジタル化
- 顧客財産管理人制度の創設

本則第３条　（資金決済に関する法律）

- 暗号資産に係る規制の見直し　（暗号資産に係る規定を削除）

改正後の金融商品取引法の目次

第１章　総則
第２章　企業内容等の開示等
　第１節　企業内容等の開示（第２条の３―第26条）
　第２節　有価証券届出書等の監査証明等（第26条の２―第26条の５）
　第３節　特定非財務情報監査証明業者等
　　第１款　総則（第26条の６―第26条の10）
　　第２款　業務（第26条の11―第26条の20）
　　第３款　経理（第26条の21・第26条の22）
　　第４款　監督（第26条の23―第26条の28）
　　第５款　認定特定非財務情報監査証明業協会（第26条の29―第26条の36）
　　第６款　雑則（第26条の37―第26条の40）
　第４節　雑則（第26条の41・第27条）
第２章の２　公開買付けに関する開示
第２章の３　株券等の大量保有の状況に関する開示
第２章の４　開示用電子情報処理組織による手続の特例等
第２章の５　特定証券情報等の提供又は公表
第２章の６　重要情報の公表
第２章の７　特定暗号資産情報等及び暗号資産情報等の公表等
　第１節　特定暗号資産発行者による特定暗号資産情報等の公表等（第27条の39―第27条の59）
　第２節　金融商品取引業者による暗号資産情報等の公表（第27条の60―第27条の68）
第３章　金融商品取引業者等
　第１節　総則
　第２節　業務
　　第１款　通則
　　第２款　投資助言業務に関する特則
　　第３款　投資運用業に関する特則
　　第４款　有価証券等管理業務に関する特則
　　第５款　電子募集業務及び電子募集取扱業務に関する特則
　　第６款　暗号資産取引業等に関する特則（第43条の６―第43条の18）
　　第７款　弊害防止措置等
　　第８款　雑則
　第３節　経理
　　第１款　第一種金融商品取引業又は暗号資産取引業を行う金融商品取引業者（第46条―第46条の６）
　　第２款　第一種金融商品取引業及び暗号資産取引業を行わない金融商品取引業者（第47条―第47条の３）
　　第３款　登録金融機関
　　第４款　外国法人等に対する特例
　第４節　監督
　第４節の２　特別金融商品取引業者等に関する特則
　第４節の３　顧客財産管理人による管理（第57条の28―第57条の40）
　第５節　外国業者に関する特例
　　第１款　外国証券業者
　　第２款　引受業務の一部の許可
　　第３款　取引所取引業務の許可
　　第４款　電子店頭デリバティブ取引等業務の許可
　　第５款　外国において投資助言業務又は投資運用業を行う者
　　第６款　情報収集のための施設の設置
　　第７款　外国暗号資産取引業者（第62条の２）
　第６節　適格機関投資家等特例業務に関する特例
　第６節の２　海外投資家等特例業務に関する特例
　第７節　外務員
　第８節　雑則
第３章の２　金融商品仲介業者
第３章の３　信用格付業者
第３章の４　高速取引行為者
第３章の５　投資運用関係業務受託業者
第３章の６　暗号資産管理関係業務提供者
　第１節　総則（第66条の94）
　第２節　業務（第66条の95―第66条の99）
　第３節　監督（第66条の100―第66条の106）
　第４節　雑則（第66条の107―第66条の110）
第４章　金融商品取引業協会
第４章の２　投資者保護基金
第５章　金融商品取引所
第５章の２　外国金融商品取引所
第５章の３　金融商品取引清算機関等
第５章の４　証券金融会社
第５章の５　指定紛争解決機関
第５章の６　取引情報蓄積機関等
第５章の７　特定金融指標算出者
第６章　有価証券等の取引等に関する規制
　第１節　有価証券の取引等に関する規制（第157条―第171条の２）
　第２節　暗号等資産の取引等に関する規制（第171条の３―第171条の16）
第６章の２　課徴金
　第１節　納付命令
　第２節　審判手続等（第177条の２―第185条の17）
　第３節　訴訟
　第４節　雑則
~~第６章の３　暗号等資産の取引等に関する規制（第185条の22―第185条の24）~~
第７章　雑則
第８章　罰則
第８章の２　没収に関する手続等の特例
第９章　犯則事件の調査等
附則

※条文番号は改正後の金融商品取引法のもの。以下のページにおいても特段言及がない限り同じ。
赤字：章等の新設・削除／青字：既存の章名の変更等

情報公表規制の全体像

		特定暗号資産		左記以外の暗号資産
		発行者が有償で取得勧誘等を行う場合	左記以外の場合	
公表・提供する内容 （詳細は内閣府令事項）		・ 暗号資産について投資者に明らかにされるべき基本的な情報（例：暗号資産の性質・機能や供給量、基盤技術等） 等		
		・ 発行者の商号、特定暗号資産に係る業務の内容及び経理の状況 等		—
情報公表規制の対象者		【発行者】情報の公表義務 【取引業者】発行者が作成する情報の公表・提供義務	【取引業者】情報の公表義務	
規制対象となる行為		・ 発行者が有償で取得勧誘等を行う場合 ※1	・ 取引業者が、ある銘柄の暗号資産について新たに暗号資産売買等業務を行う場合（左記の場合を除く）	
	例外	私募・私売出し相当の場合 （少人数・適格機関投資家向け勧誘）		
情報公表の方法・タイミング		・ 発行者・取引業者のウェブサイト等で公表（内閣府令事項） ・ 発行者が募集・売出しを行うにあたり、あらかじめ公表	・ 取引業者のウェブサイト等で公表（内閣府令事項） ・ 取引業者が暗号資産の取扱いにあたり、あらかじめ公表	
継続的な情報公表	臨時情報公表	【発行者】重要な事象が生じた場合（詳細は内閣府令事項）の臨時情報の公表義務 ※2 【取引業者】発行者が作成する臨時情報の公表義務	【取引業者】重要な事象が生じた場合（詳細は内閣府令事項）の臨時情報の公表	
	定期情報公表	【発行者】年1回の定期情報公表（事業年度経過後3ヶ月以内）※2 【取引業者】発行者が作成する定期情報の公表義務	— （自主規制に基づく定期情報公表）	
情報の正確性・客観性の確保等		・ 虚偽記載等への民事責任の規定を整備（損害賠償額の推定、発行者の取締役等について立証責任の転換された過失責任等） ・ 虚偽記載等に対する罰則の整備（虚偽記載：10年以下の拘禁刑若しくは1,000万円以下の罰金又は併科 等）、証券監視委による犯則調査の対象に ・ 課徴金制度（特定暗号資産発行者や取引業者に対する、虚偽記載、非公表等に係る課徴金）		
『募集・売出し時』の利用者保護		・ 株式投資型CFと同様の利用者の投資上限の設定 （50万円を超える場合には収入又は純資産の5%まで（上限200万円）。 特定投資家は制限無し）（詳細は政令・内閣府令事項。） ・ 取引業者による発行者との利益相反管理態勢の整備義務 （内閣府令事項）	—	

※１ 無償での付与や、マイニングやステーキング等の報酬としてのトークンの自動付与については、有償の取得勧誘等ではないため、情報公表規制の対象外

※２ 流通性等の事情を勘案し、内閣総理大臣の承認を受けた場合（暗号資産の分権化等）には、継続的な情報公表義務は解除される（以後、暗号資産取引業者による情報公表）

特定暗号資産の対象、特定暗号資産発行者

特定暗号資産、特定暗号資産発行者

第2条
50　この法律において「特定暗号資産」とは、暗号資産であつて、特定の者のみが当該暗号資産を発行する権限を有するもの（これに類するものとして内閣府令で定めるものを含む。）をいう。

51　この法律において「特定暗号資産発行者」とは、特定暗号資産を発行し、又は発行しようとする者（前項の内閣府令で定める特定暗号資産については、内閣府令で定める者）をいう。

暗号資産制度に関するワーキング・グループ報告（抜粋）

中央集権型暗号資産の判断基準

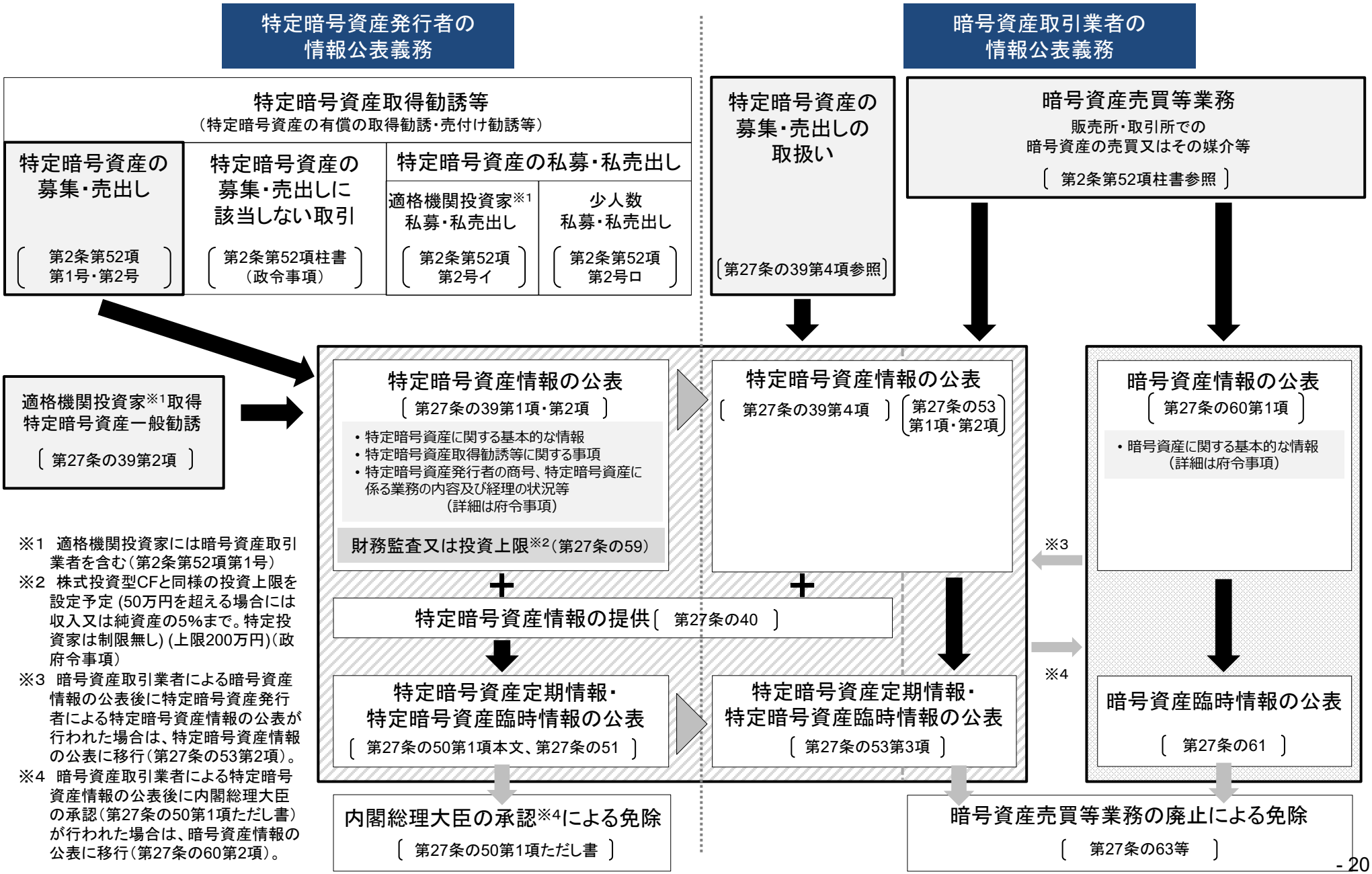
中央集権型暗号資産については、中央集権的管理者の活動に由来するリスクとして希薄化リスク・事業リスク等があり、当該リスクについて情報の非対称性を解消する必要がある。そのため、流通面（発行・移転権限）と内容面（仕様の設計・変更権限）の支配に着目してその範囲を定めることが適当である。現状においては、**例えば以下の3つの類型のいずれかに該当するものは、基本的に中央集権型暗号資産に該当すると考えられる**が、将来的に様々な暗号資産の形態が開発され得ることも踏まえ、実態に応じた柔軟な制度とする必要がある。

- **特定の者のみが発行権限を有する暗号資産（発行・生成を管理する主体が存在）**
- **パーミッション型ブロックチェーンによる暗号資産（移転を管理する主体が存在）**
- **ERC-20等の基盤となるトークン規格に基づき発行される暗号資産（仕様を定める主体が存在）**

中央集権的管理者の範囲

中央集権型暗号資産の中央集権的管理者については、暗号資産の発行・移転権限や仕様の設計・変更権限を有する主体と中央集権型暗号資産に紐づくプロジェクト等の運営主体は通常同じと考えられるため、基本的には、**複数の者がそれに該当する場合も含め、暗号資産の発行・移転権限や仕様の設計・変更権限を有する主体を中央集権的管理者として捉えることが考えられる**。その際、仮に暗号資産の発行・移転権限や仕様の設計・変更権限を有する主体と中央集権型暗号資産に紐づくプロジェクト等の運営主体が形式上分離されている場合であっても、両者一体として中央集権的管理者と捉えるなど、規制が潜脱されないよう制度運用を行うべきである。

情報公表規制の構造



※1 適格機関投資家には暗号資産取引業者を含む（第2条第52項第1号）

※2 株式投資型CFと同様の投資上限を設定予定 (50万円を超える場合には収入又は純資産の5%まで。特定投資家は制限無し) (上限200万円)（政府令事項）

※3 暗号資産取引業者による暗号資産情報の公表後に特定暗号資産発行者による特定暗号資産情報の公表が行われた場合は、特定暗号資産情報の公表に移行（第27条の53第2項）。

※4 暗号資産取引業者による特定暗号資産情報の公表後に内閣総理大臣の承認（第27条の50第1項ただし書）が行われた場合は、暗号資産情報の公表に移行（第27条の60第2項）。

情報公表規制に関する課徴金

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="2">特定暗号資産発行者</th><th colspan="2">暗号資産取引業者</th></tr>
<tr><th>不公表</th><th>虚偽等</th><th>不公表※1</th><th>虚偽※2</th></tr>
<tr><td rowspan="3">特定暗号資産</td><td>特定暗号資産情報</td><td colspan="2">特定暗号資産の取得させ・売り付けた価額の総額の4.5%（※3）

（有価証券届出書並び）</td><td colspan="2">● 特定暗号資産の募集・売出しの取扱いをした者：
当該特定暗号資産の募集・売出しの取扱いに係る業務に対する報酬相当額（※4）

● 上記以外の暗号資産取引業者：
違反行為期間中（不公表の期間中・虚偽のある情報の公表期間中）の、販売所・取引所における当該特定暗号資産に係る取引の売買益・手数料相当額

（新設）</td></tr>
<tr><td>特定暗号資産
定期情報</td><td colspan="2">特定暗号資産の平均時価総額の10万分の６又は600万円のいずれか高い額

（有価証券報告書を参考）（※5）</td><td colspan="2">違反行為期間中（不公表の期間中・虚偽のある情報の公表期間中）の、販売所・取引所における当該特定暗号資産に係る取引の売買益・手数料相当額（※6）

（新設）</td></tr>
<tr><td>特定暗号資産
臨時情報</td><td colspan="2">特定暗号資産定期情報の課徴金額の半額

（臨時報告書並び）</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>暗号資産・特定暗号資産発行者に情報公表義務が課されていない特定暗号資産</td><td>暗号資産情報</td><td></td><td></td><td colspan="2">違反行為期間中（不公表の期間中・虚偽のある情報の公表期間中）の、販売所・取引所での当該暗号資産に係る取引の売買益・手数料相当額

（新設）</td></tr>
</table>

※１　暗号資産取引業者は、特定暗号資産情報のみ提供義務あり。
※２　虚偽があることを「知りながら」公表した場合が対象。
※３　虚偽等のある特定暗号資産情報を公表した特定暗号資産発行者の役員等が、当該情報に虚偽等があることを知りながら当該情報の作成に関与し、自己が保有する当該情報に係る特定暗号資産を売り付けた場合に、当該役員等に対して特定暗号資産発行者に対する課徴金と同様の課徴金を課す（有価証券届出書並び）。
※４　公表すべき重要な事項に関する情報が欠けている特定暗号資産情報を公表した場合を含む。
※５　有価証券報告書の不提出の課徴金額は監査証明報酬相当額、虚偽記載等の課徴金額は株式の平均時価総額の10万分の６又は600万円のいずれか高い額。
※６　特定暗号資産発行者と合意せずに新たに特定暗号資産を取り扱う際の課徴金の対象は、既に公表されている特定暗号資産定期情報のうち最新の情報に係る情報公表規制違反のみ。

虚偽の情報が公表された場合の罰則

		特定暗号資産発行者		暗号資産取引業者	
		不公表	虚偽	不公表※	虚偽
特定暗号資産	特定暗号資産情報	５年以下の拘禁・ 500万円以下の罰金 （有価証券届出書並び）	10年以下の拘禁・ 1,000万円以下の罰金 （有価証券届出書並び）	１年以下の拘禁・ 100万円以下の罰金 （新設）	１年以下の拘禁・ 100万円以下の罰金 （新設）
	特定暗号資産定期情報	５年以下の拘禁・ 500万円以下の罰金 （有価証券報告書並び）	10年以下の拘禁・ 1,000万円以下の罰金 （有価証券報告書並び）	６カ月以下の拘禁・ 50万円以下の罰金 （新設）	６ヵ月以下の拘禁・ 50万円以下の罰金 （新設）
	特定暗号資産臨時情報	１年以下の拘禁・ 100万円以下の罰金 （臨時報告書並び）	５年以下の拘禁・ 500万円以下の罰金 （臨時報告書並び）	６カ月以下の拘禁・ 50万円以下の罰金 （新設）	６カ月以下の拘禁・ 50万円以下の罰金 （新設）
暗号資産・特定暗号資産発行者に情報公表義務が課されていない特定暗号資産	暗号資産情報			６ヵ月以下の拘禁・ 50万円以下の罰金 （外国証券情報並び）	６ヵ月以下の拘禁・ 50万円以下の罰金 （外国証券情報並び）
	暗号資産臨時情報			６ヵ月以下の拘禁・ 50万円以下の罰金 （外国証券情報並び）	６ヵ月以下の拘禁・ 50万円以下の罰金 （外国証券情報並び）

※　暗号資産取引業者は、特定暗号資産の募集・売出しに際し、特定暗号資産情報の提供義務あり。

虚偽の情報が公表された場合の民事責任

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="2">特定暗号資産発行者</th><th colspan="2">暗号資産取引業者</th></tr>
<tr><th>不公表</th><th>虚偽等</th><th>不公表</th><th>虚偽</th></tr>
<tr><td rowspan="3">特定暗号資産</td><td>特定暗号資産情報</td><td>➢ 無過失責任
➢ 因果関係推定なし
➢ 損害額推定なし

（有価証券届出書並び）</td><td>➢ 無過失責任
➢ 因果関係推定あり
➢ 損害額法定あり
※役員等の責任：第27条の45第１項第１号
※売出人の責任：第27条の45第１項第２号
※監査法人等の責任：第27条の45第１項第３号
※セカンダリー取引の責任は特定暗号資産定期情報の民事責任と同様（第27条の46）

（有価証券届出書並び）</td><td colspan="2" rowspan="3">－
（民事責任の特則は措置しない）</td></tr>
<tr><td>特定暗号資産定期情報</td><td>－

（有価証券報告書並び）</td><td>➢ 過失責任
（立証責任転換あり）
➢ 因果関係推定あり
➢ 損害額推定・上限あり
※役員等の責任：第27の48第１項第１号
※監査法人等の責任：第27の48第１項第２号

（有価証券報告書を参考）（注）</td></tr>
<tr><td>特定暗号資産臨時情報</td><td>－

（臨時報告書並び）</td><td>➢ 過失責任
（立証責任転換あり）
➢ 因果関係推定あり
➢ 損害額推定・上限あり
※役員等の責任：第27の48第１項第１号
※監査法人等の責任：第27の48第１項第２号

（臨時報告書を参考）（注）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">暗号資産・
特定暗号資産発行者に情報公表義務が課されていない特定暗号資産</td><td>暗号資産情報</td><td></td><td></td><td>➢ 無過失責任
➢ 因果関係推定なし
➢ 損害額推定なし

（外国証券情報を並び）</td><td>➢ 過失責任
➢ 因果関係推定あり
➢ 損害額推定あり

（新設）</td></tr>
<tr><td>暗号資産臨時情報</td><td></td><td></td><td>－</td><td>➢ 過失責任
➢ 因果関係推定あり
➢ 損害額推定あり

（新設）</td></tr>
</table>

（注）有価証券の流通市場における責任と異なり、募集・売出しに応じて取得した者に対しても民事責任の特則が適用される。

暗号資産取引業の体系

		資本金規制	自己資本比率規制	責任準備金	兼業規制
財務面の規制	暗号資産の売買、媒介、取次ぎ、代理、管理	5千万円（政令事項）	○	○	○
	特定暗号資産の引受け、特定暗号資産取得勧誘等の取扱い	5千万円（政令事項）	○	○	○
	特定暗号資産の募集・売出し（自己募集・自己売出しの場合）	1千万円（政令事項）	—	—	—
	暗号資産の借入れ	1千万円（政令事項）	—	—	—

		現行	改正法
暗号資産取引業者	資本金規制	1千万円	5千万円（政令事項）
	自己資本比率規制	×	○
	兼業規制	×	○ （付随業務以外は、事前届出）
	禁止行為の一部 （損失補填の禁止、無断売買の禁止等）	自主規制	法定化
	行為規制の柔構造化 （プロ向けの説明義務緩和等）	×	○
	取扱暗号資産の適切性の確保	○	◎（詳細は内閣府令事項） （法律上の義務として規定）
	顧客資産管理	○（コールドウォレット等）	◎ （左記の他、サプライチェーン全体のセキュリティ対策を強化）
	業務管理体制の整備	○	◎（内閣府令事項） （より一層の体制整備〈取扱暗号資産の審査、顧客適合性、売買審査 等〉）
	責任準備金（流出対策）	×	○（詳細は内閣府令事項）
	マネロン対策	トラベルルール等	トラベルルール等（維持）
	外務員制度	×	○

顧客暗号資産の流出対策（１）

暗号資産取引業者における対応

第35条の３
２　金融商品取引業者等は、内閣府令で定めるところにより、その行う金融商品取引業又は登録金融機関業務に係る情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

第43条の11
金融商品取引業者は、暗号資産等管理業務を行うに当たつては、顧客の暗号資産を適正に管理するための方法として内閣府令で定める方法によらなければならない。

⇒　不正流出事案における手口の巧妙化に伴い、**新たに法律上の義務として、現行のコールドウォレット原則保管義務等（※）にとどまらず、暗号資産取引業者において利用者財産の安全管理に関する措置を講じる義務を定める**。

※ 現行の資金決済法において設けられている、分別管理義務（外部監査義務を含む）、顧客暗号資産のコールドウォレットでの原則保管義務、履行保証暗号資産による補償原資の確保義務等については、改正金商法においても同様の規制を設ける。

サプライチェーン全体を含めた対応

第43条の12
２　金融商品取引業者は、暗号資産管理関係業務提供者から暗号資産管理関係業務の提供を受ける場合には、内閣府令で定めるところにより、暗号資産管理関係業務提供者の選定に係る基準及び手続の整備、当該暗号資産管理関係業務提供者に対する指導その他の顧客の暗号資産の管理に係る業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

第43条の13
金融商品取引業者は、他の者が提供する暗号資産売買等業務に必要な情報システムを継続的に利用する場合には、内閣府令で定めるところにより、当該情報システムを提供する者の選定に係る基準及び手続の整備、当該者に対する指導その他の暗号資産売買等業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

２　暗号資産管理関係業務提供者から暗号資産管理関係業務の提供を受ける場合のほか、金融商品取引業者は、その行う暗号資産取引業の一部を他の者に委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）をした場合には、内閣府令で定めるところにより、当該委託に係る業務の委託先に対する指導その他の当該業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

⇒　不正流出事案における手口の巧妙化に伴い、**サプライチェーン全体を含めたより包括的なセキュリティ対策の強化を求める**。具体的な対策については、技術の進展等を踏まえて柔軟に対応できるよう、法令ではなくガイドライン等で定める。

顧客暗号資産の流出対策（２）

責任準備金

第46条の５
金融商品取引業者は、有価証券若しくは**暗号資産の売買**その他の取引又はデリバティブ取引等**の取引量に応じ**、内閣府令で定めるところにより、**金融商品取引責任準備金を積み立てなければならない**。

２　前項の金融商品取引責任準備金は、有価証券若しくは暗号資産の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に関して生じた事故による損失の補塡に充てる場合その他内閣府令で定める場合のほか、使用してはならない。

暗号資産制度に関するワーキング・グループ報告（抜粋）

責任準備金

交換業者にとって過重な負担にならないよう配意しつつ、過去の流出事案の発生状況やセキュリティ水準等を踏まえた適切な水準の責任準備金の積立てを求めるべきである。その際、流出事案の原因究明により迅速な顧客対応を損なうことのないよう、**流出事案が生じた場合には、行政の承認を要せず責任準備金により補償を行うことを可能とする**ことが適当である。

また、補償の原資を確保するための選択肢を拡大する観点から、責任準備金の積立てに代えて、又は責任準備金の積立てと併せて、**保険加入等による補償原資の確保を認める**ことも検討すべきである。

暗号資産管理関係業務提供者

暗号資産管理関係業務

第2条
54　この法律において「暗号資産管理関係業務」とは、次に掲げる業務をいう。

一　金融商品取引業者（略）に対し顧客の暗号資産の管理に必要な情報システム（内閣府令で定めるものに限る。）を継続的に利用させる業務

二　金融商品取引業者の委託を受けて当該金融商品取引業者の前号に規定する情報システムの保守又は管理（内閣府令で定めるものに限る。）を行う業務

三　前二号に掲げるもののほか、金融商品取引業者の委託を受けて第8項第24号に掲げる行為に係る業務のうち内閣府令で定めるものを行う業務

⇒　第1号は署名鍵等を管理するソフトウェアを利用させる業務、第2号は金融商品取引業者が保有するそのようなソフトウェアの保守等を行う業務（軽微な点検業務等を除く）、第3号は実質的に第1号、第2号と類似すると考えられる業務を想定している。

暗号資産管理関係業務提供者

第2条
55　この法律において「暗号資産管理関係業務提供者」とは、第66条の94第1項の規定による届出をした者（略）をいう。

第66条の94
暗号資産管理関係業務を行う者は、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第43条の12
金融商品取引業者は、その行う暗号資産等管理業務に関し、暗号資産管理関係業務提供者以外の者から暗号資産管理関係業務の提供を受けてはならない。

暗号資産管理関係業務提供者	事前届出の必要（欠格事由についても定めあり）
	業務管理体制の整備
	監督権限の整備（業務改善命令、業務停止命令、業務廃止命令）

銀行・保険会社による暗号資産の取扱い

改正後の金融商品取引法上の取扱い

	銀行・保険会社本体	銀行・保険会社グループ
暗号資産の販売等	× 第33条第１項本文 銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関（略）は、有価証券関連業、投資運用業又は暗号資産取引業を行つてはならない。	銀行・保険会社が子会社として暗号資産取引業者を保有することについては制限しない予定
投資目的での暗号資産の保有	○ 第33条第１項ただし書 ただし、有価証券関連業又は暗号資産取引業については、金融機関が他の法律の定めるところにより投資の目的をもつて、又は信託契約に基づいて信託をする者の計算において有価証券若しくは暗号資産の売買若しくは有価証券関連デリバティブ取引を行う場合は、この限りでない。	
暗号資産を投資対象とする投資運用業 ※	× 第33条第１項本文 （略）	

※　第2条第8項第12号、第14号及び第15号の改正により、暗号資産を投資対象とする財産の運用は投資運用業に含まれる。

考え方

銀行・保険会社本体が扱っている商品であることをもって**暗号資産のリスクや自らのリスク許容度を精査せずに取引してしまう顧客が一定数生じるおそれがある等のリスクがあることから、銀行・保険会社本体による暗号資産の販売等を認めない**こととする。他方、銀行・保険会社に**分散投資の手段を提供する観点等から**、十分なリスク管理・態勢整備等が行われていることを前提に、**銀行・保険会社本体に投資目的での暗号資産の保有を認める**こととする予定。

銀行・保険会社の子会社については、本体が取り扱う場合に比べ、顧客が暗号資産のリスクや自らのリスク許容度を精査せずに取引してしまうおそれも限定的であること等から、**暗号資産の販売等を認める**こととし、銀行グループ・保険グループの金商業者と一般の金商業者とのイコールフッティングを図る予定。同様に、**子会社において暗号資産を運用対象とする投資運用業を行うことや投資目的での暗号資産の保有も認める**こととし、銀行・保険会社の兄弟会社や関連会社についても子会社と同様の取扱いとする予定。

無登録業者等の対応

			現行	改正法
無登録業者等の対応	罰則	無登録業	3年以下の拘禁刑、300万円以下の罰金	10年以下の拘禁刑、1千万円以下の罰金
		無登録勧誘	×	1年以下の拘禁刑、100万円以下の罰金
	裁判所の差止命令（証券監視委の申立て）		×	○
	証券監視委の犯則調査権限		×	○
	投資運用業規制		×	○
	投資助言業規制		×	○
	支払手段としての利用者被害の未然防止		×	（○）（内閣府令事項）（アンホステッド・ウォレット等に暗号資産を移転する場合の警告、一定の熟慮期間の設定 等）

外国暗号資産取引業者の扱い

第62条の2
外国暗号資産取引業者（金融商品取引業者以外の者で、外国の法令に準拠し、外国において暗号資産取引業を行う者をいう。）**は、国内にある者を相手方として第28条第5項各号に掲げる行為を行つてはならない**。**ただし、金融商品取引業者**（暗号資産取引業を行う者に限る。）**を相手方とする場合その他政令で定める場合は、この限りでない**。

ステルスマーケティング規制

第171条の12
何人も、特定暗号資産発行者、特定暗号資産の募集・売出しをする者、特定暗号資産引受人、金融商品取引業者又は大量売買者等（略）から**対価を受け、又は受けるべき約束をして、**暗号等資産、特定暗号資産発行者又は同項に規定する大量売買者に関し**投資についての判断を提供すべき意見を新聞紙若しくは雑誌に掲載し、又は文書、放送、映画その他の方法を用いて一般に表示する場合には、当該対価を受け、又は受けるべき約束をして行う旨の表示を併せてしなければならない**。ただし、広告料を受け、又は受けるべき約束をしている者が、当該広告料を対価とし、広告として表示する場合については、この限りでない。

無登録業者による売付けについての民事効規定

第171条の15
無登録業者（第29条の規定に違反して内閣総理大臣の登録を受けないで第28条第5項に規定する暗号資産取引業を行う者をいう。以下この項において同じ。）**が、未公表暗号資産につき売付け等**（略）**を行つた場合には、対象契約**（略）**は、無効とする。**ただし、当該無登録業者又は当該対象契約に係る当該未公表暗号資産の売主若しくは特定暗号資産発行者（略）が、当該売付け等が当該顧客の知識、経験、財産の状況及び当該対象契約を締結する目的に照らして顧客の保護に欠けるものでないこと又は当該売付け等が不当な利得行為に該当しないことを証明したときは、この限りでない。

経過措置

施行時に暗号資産交換業者であった者に対する経過措置の適用

業務	新規顧客の獲得・取扱暗号資産の追加	取扱暗号資産の変更手続	再登録までの手続	経過措置期間中の行為規制
暗号資産交換業 募集・売出し募集等の取扱い引受け	可	原則として事前届出	○ 施行後２週間以内に商号、住所及び取扱暗号資産等を届出 ○ 施行後半年以内に登録申請、施行後２年以内に登録（※１）	○ 基本的に、金商業の行為規制・監督規定を適用する。ただし、以下の規定は不適用（※２）。 ・標識掲示等の義務（第36条の２） ・事業年度（第46条） ・責任準備金（第46条の５） ・自己資本規制比率（第46条の６、第53条） ・外国法人の損失準備金（第49条の４）・国内資産保有義務（第49条の５） ・外務員制度（第３章第７節） ・届出業者以外から暗号資産の管理を行うための重要なシステムの提供を受けることの禁止（第43条の12第１項）（※３）
暗号資産に係る助言・代理、運用 暗号資産の借入れ	不可	（変更不可）		

（※１）現行法の下で金商業の登録を取得済みの暗号資産交換業者については、この期間内に変更登録を行う必要がある。
（※２）現行法の下で金商業の登録を取得済みの場合は、登録を取得している業務との関係では規制が適用される（例えば第一種金商業者の場合、第一種金商業との関係では経過措置期間中も責任準備金や自己資本規制比率等の規制が適用される）。
（※３）暗号資産の管理を行うための重要なシステムを提供する外部業者についても、経過措置の適用を受ける暗号資産交換業者にシステムを提供している間は届出義務を課さない（金商業登録を受けた暗号資産交換業者にシステムを提供する場合にのみ届出義務を課す）。

情報公表規制の経過措置

対象行為	経過措置の概要
特定暗号資産取得勧誘等（ICO/IEO等）	施行日前に開始した特定暗号資産取得勧誘等については、情報公表規制は適用しない
暗号資産売買等業務（販売所・取引所での取扱い）	施行時に暗号資産交換業者であった者が、施行日において暗号資産売買等業務を行っている暗号資産については、施行日から起算して３月以内に暗号資産情報を公表する必要

市場開設規制

暗号資産制度に関するワーキング・グループ報告（抜粋）

市場開設規制

金商法においては、有価証券又はデリバティブ取引に関する市場開設規制が設けられているが、金商法の規制対象である暗号資産デリバティブ取引（証拠金取引）について、一部の業者は利用者同士の注文のマッチング（板取引）を行っているものの、「金融商品市場」とまでは評価される状況にないと考えられるため、金融商品取引所の免許を求めていない状況にある。

暗号資産（現物）取引においては、資金決済法上、市場開設規制はないが、交換業者の中には、顧客同士の注文のマッチング（板取引）を行う、いわゆる『取引所』を運営している交換業者も生じているところ、現行の暗号資産『取引所』について市場開設規制の対象とするか否かが論点となる。

この点、多数の当事者を相手方とする集団的な取引の場を提供する以上、価格形成や業務運営の公正性・中立性を確保するための適切な取引管理及びシステム整備は必要であるものの、個々の暗号資産『取引所』の価格形成機能は暗号資産の性質上限定的なものであり、**金融商品取引所に係る免許制に基づく規制や金商業者に係る認可PTSの規制のような厳格な市場開設規制を課す必要性は低いと考えられる**。

他方、既存の金融商品取引所が暗号資産（現物）を上場することについては、暗号資産取引の場を顧客に提供するために、交換業者と同様に、オフチェーンで顧客の暗号資産を保管し、売買当事者間の口座で暗号資産を移転させる方式をとる場合、金融商品取引所がハッキング等により顧客資産の流出リスクを負うことになる。この場合、市場規模によっては、巨額のリスクを金融商品取引所が負うことになり、当該金融商品取引所による有価証券又はデリバティブ取引市場の運営に重大な影響が生じかねないため、現時点において、**金融商品取引所による暗号資産（現物）の上場を可能とすることは慎重に考えるべきである**。

インサイダー取引規制の概要

全体像	• ❶対象となる暗号資産について、❷重要事実に接近できる❸特別の立場にある者（インサイダー）が、当該事実の❹公表前に、❺取引の場に対する投資者の信頼を損なうような売買等を行うことを禁止 （第171条の7～第171条の9）
1 対象暗号資産	• 国内の暗号資産取引業者において取り扱われている暗号資産　及び　取扱いの開始の決定がされた暗号資産 • 国内の暗号資産取引業者が提供する取引の場での取引か否かは問わない（DEXでの取引や利用者間の直接取引を含む）
2 重要事実	• 重要事実に当たることが明確なものを個別列挙した上で、バスケット条項で補完

【1】特定暗号資産等に関する重要事実	【2】暗号資産取引業者における暗号資産の取扱い等に関する重要事実	【3】大量売買事実
（例） • 特定暗号資産の取得勧誘等 • 業務遂行上の障害　等	（例） • 新規取扱い／取扱廃止 • 顧客暗号資産の流出　等	• 暗号資産の価格等に重要な影響を与え得る取引の決定又はその中止の決定（発行済み暗号資産の総数の20%以上の売買等とする予定）（政令事項）
3 規制対象者※1 特定暗号資産発行者関係者 （株主、行政当局、契約締結者等を含む）	暗号資産取引業者関係者 （株主、行政当局、契約締結者等を含む）	大量売買者関係者 （株主、行政当局、契約締結者等を含む）

4 公表	• 特定暗号資産発行者等による多数の者の知り得る状態に置く措置 （自主規制機関のウェブサイトでの公表。SNSでの情報発信は含まれない※2）（政令事項） • 当該重要事実が記載されている特定暗号資産情報等の公表
5 禁止行為・適用除外	• 未公表の重要事実を知って、「売買等」（売買・交換・現物出資等）を行うことを禁止 • 暗号資産の新規発行と、これに対応する原始取得も禁止 • 有価証券に係るインサイダー取引規制と同様、上記規制対象者による重要事実の伝達や取引の推奨も禁止 （第171条の10） • （上場有価証券等に係る適用除外事項の一部に加え、）暗号資産の技術的仕様に基づく役務の提供により暗号資産を提供・取得する場合等を適用除外

※ 1　これらの者からの情報受領者を含む（第171条の7第3項、第171条の8第3項、第171条の9第3項）
※ 2　SNSでの情報発信を公表措置とみなすことには、SNSには様々な種類があって利用者の周知性が低いことや、発信された情報の削除・改変が容易であること、発信主体・発信内容の真実性が確保されていないこと等の課題がある

インサイダー取引規制の概要（重要事実）

類　型	重要事実一覧 （①：決定事実　／　❶：発生事実）
特定暗号資産発行者関係者 （第171条の7第2項）	① 特定暗号資産の技術的仕様の変更　（例：ハードフォーク） ② 特定暗号資産の取得勧誘等　（例：特定暗号資産の募集・売出し） ③ 特定暗号資産に関連するサービス提供の開始等　（例：特定暗号資産を決済手段とするゲーム事業の開始） ④ 特定暗号資産に係る業務上の提携又はその解消　（例：サービス・機能拡張のための開発提携） ⑤ 特定暗号資産の技術的仕様の保守業務の廃止　（例：セキュリティ更新やメンテナンス業務の廃止） ⑥ 発行者の解散（合併による解散を除く）　（例：解散による③⑤の業務の終了） ❶ 特定暗号資産に関する業務遂行上の障害等　（例：サイバー攻撃・従業員の横領） ❷ 暗号資産取引業者による取扱開始・取扱廃止等　（勝手上場も含む） ❸ 提携先による上記③の決定 ※　バスケット条項（特定暗号資産又は特定暗号資産に係る業務に関する重要事実）あり ※　上記の他、政令において、特定暗号資産発行者の破産手続開始の申立て・免許取消し等を定める予定
暗号資産取引業者関係者 （第171条の8第2項）	① 暗号資産取引業者による取扱開始・取扱廃止　（勝手上場も含む） ② 暗号資産取引業者の解散（合併による解散を除く）　（例：解散による暗号資産の取扱いの終了） ❶ 顧客暗号資産の流出 ❷ 暗号資産の取扱い等に関する業務遂行上の障害　（例：サイバー攻撃・従業員の横領） ❸ 取り扱う特定暗号資産に関連するサービスの開始等（例：特定暗号資産を決済手段とするゲーム事業の開始） ※　バスケット条項（暗号資産の取扱い又はその取り扱う暗号資産に関する重要事実）あり ※　上記の他、政令において、暗号資産取引業者の破産手続開始の申立て・免許取消し等を定める予定
大量売買者関係者 （第171条の9第2項）	大量売買者が大量売付け・大量買付けの決定をしたこと、又は公表済みの大量売付け・大量買付けの中止を決定したこと ※　政令において「大量売買」の基準として、発行済み暗号資産の総数の20%以上の売買等を定める予定

※ 各重要事実について軽微基準（内閣府令事項）あり。

不公正取引規制に関する課徴金

禁止規定の類型（有価証券等の条文/暗号資産等の条文）		課徴金規定		備考
		有価証券等	暗号資産等	
風説の流布・偽計（第158条/第171条の４）		○（第173条）	○（第173条）	
相場操縦行為※	仮装取引・馴合取引（第159条第１項第１号～第９号/第171条の５第１項第１号～第９号）	○（第174条）	○（第174条）	• 有価証券等及び暗号資産等につき、高速取引行為による違反行為の特則も新設（第174条の２の２）
	現実取引（第159条第２項第１号/第171条の５第２項第１号）	○（第174条の２）	○（第174条の２）	
	安定操作（第159条第３項第１号/第171条の５第３項第１号）	○（第174条の３）	○（第174条の３）	
インサイダー取引規制	会社関係者/特定暗号資産発行者関係者のインサイダー取引（第166条/第171条の７）	○（第175条第１項）	◎（第175条の３第１項）	• 暗号資産については、禁止規定における ➢ 対象銘柄（取引業者の取扱いの開始の決定時点から対象） ➢ 禁止行為（新規発行と、これに対応する原始取得も捕捉） の拡張に伴い、課徴金規定が対象とする場面も同様に拡張
	暗号資産取引業者関係者のインサイダー取引（—/第171条の８）	—	◎（第175条の３第２項）	
	公開買付者等関係者/大量売買者関係者のインサイダー取引（第167条/第171条の９）	○（第175条第２項）	◎（第175条の３第３項）	
	情報伝達・取引推奨（第167条の２/第171条の10）	○（第175条の２）	◎（第175条の４）	

※　今回の改正により、有価証券等と暗号資産等を跨ぐ相場操縦行為も禁止規定及び課徴金規定の対象となる。

下線箇所が今回の改正により内容面で新設された箇所

○：有価証券等と同様の場面を課徴金算定の対象とする
◎：有価証券等より課徴金算定の対象とする場面を拡張する

顧客財産管理人制度の概要

- 金融商品取引業者には顧客財産の分別管理や退出時の返還が義務付けられている
- しかし、退出した金融商品取引業者で常勤役員が長期不在となるなど、顧客財産の返還を行う者がいなくなる事案が発生。このような事案では、顧客財産の返還が実行されないおそれ

- **内閣総理大臣が選任した「顧客財産管理人」が顧客財産の返還を行うことを可能とする制度を創設**（第３章第４節の３）

＜顧客財産管理人による顧客財産の返還の流れ＞

退出する金融商品取引業者（注）において、著しく不適切な業務運営により顧客財産の返還に支障

（注）顧客財産を預かる金融商品取引業者全てが対象

→

金融商品取引業者に対し、顧客財産管理人（注）による業務・財産の管理を命ずる処分
（第57条の28第１項）

（注）投資者保護基金、金融商品取引業協会、弁護士等を想定

→

顧客財産管理人が金融商品取引業者の経営陣に代わって顧客財産を返還

目次

１．金融商品取引法及び資金決済に関する法律の
一部を改正する法律案

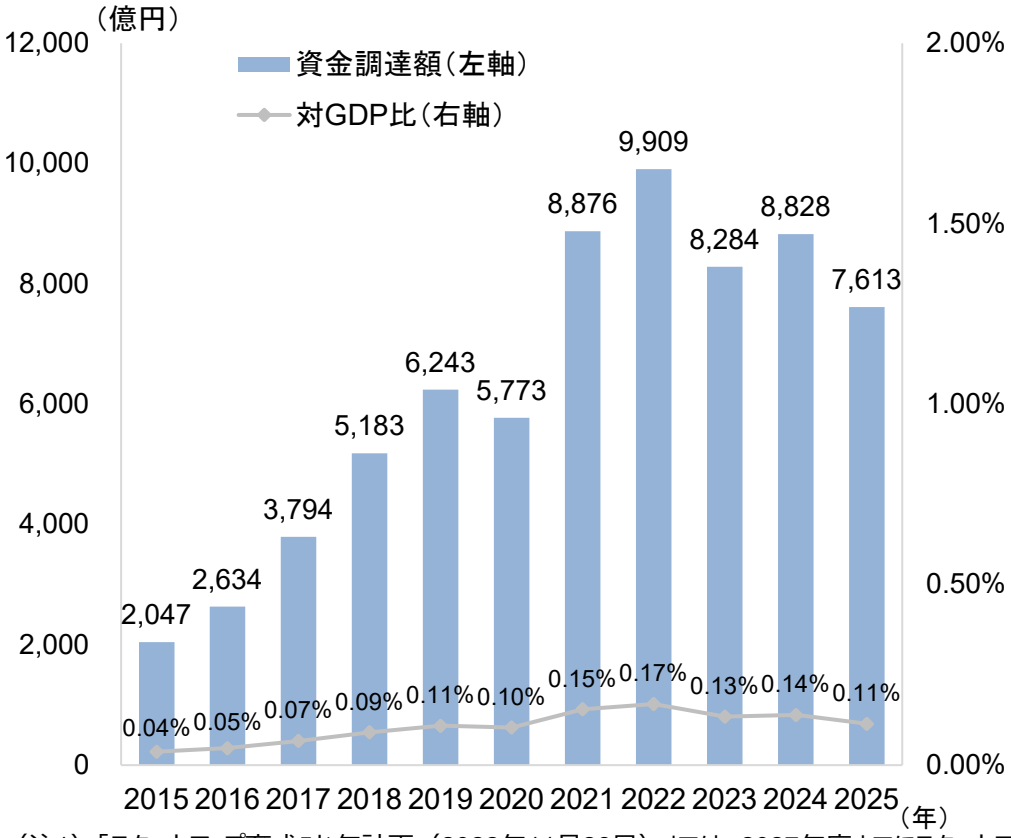
２．スタートアップへの成長資金の供給促進

３．令和８年夏の金融庁の組織拡充・再編

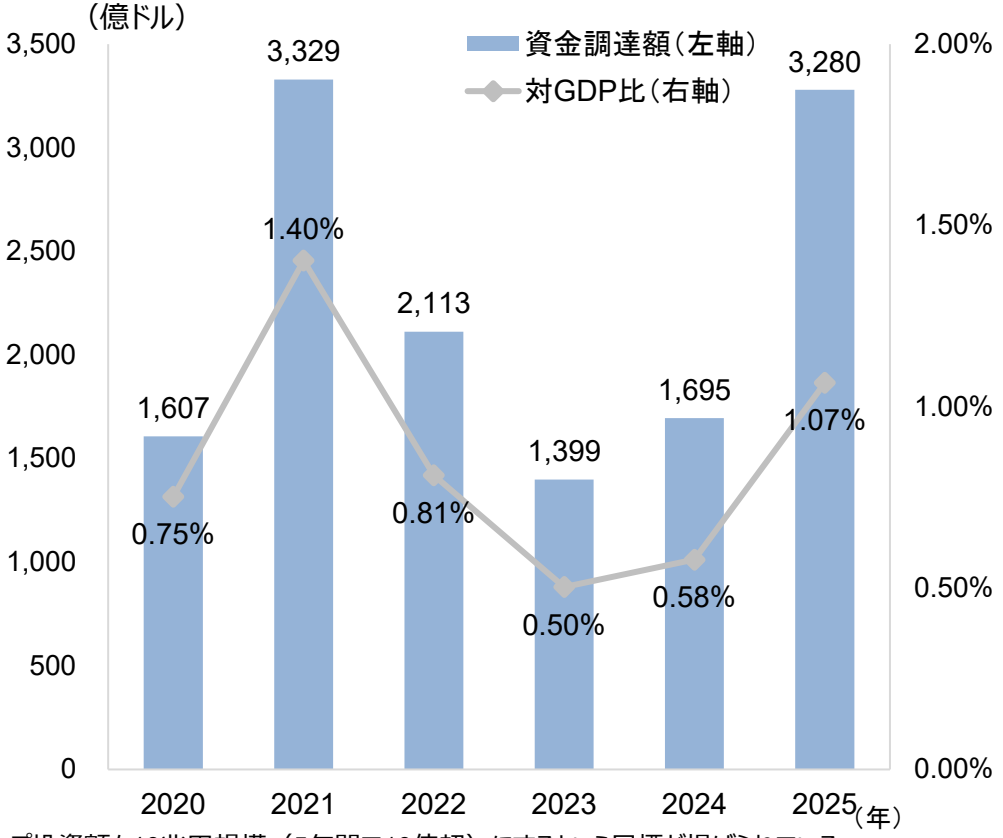
スタートアップによる資金調達の状況

- 我が国スタートアップの資金調達額は2022年にかけ増加したが、足踏みの状態
- また、資金調達規模や対GDP比を見ると、日米で大きな差が見られ、より一層の拡大が必要

国内スタートアップの資金調達状況（注2）



米国スタートアップの資金調達状況

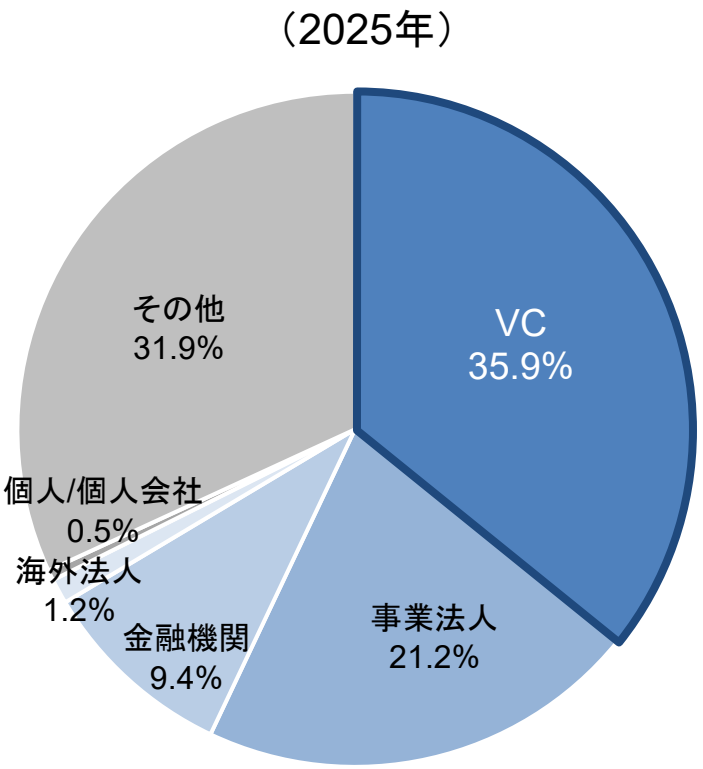


（注1）「スタートアップ育成5か年計画（2022年11月28日）」では、2027年度までにスタートアップ投資額を10兆円規模（5年間で10倍超）にするという目標が掲げられている。
（注2）「国内スタートアップの資金調達額の推移」は、各スタートアップによる「資金調達額」をもとに算出されており、「資金調達額」には買収・子会社化や株式の移動、事業証券化、債券発行、負債による調達額は含まれない。今後の調査進行により過去含めて数値が変動しうる。
（出所）【資金調達額】日本：スピーダ スタートアップ情報リサーチ「Japan Startup Finance 2025」、米国（2020～2024年）：CB Insights, “State of Venture, 2024”. 、米国（2025年）：https://www.cbinsights.com/research/report/venture-trends-2025/
【GDP】日本：内閣府「国民経済計算（GDP統計）」、米国：IMF

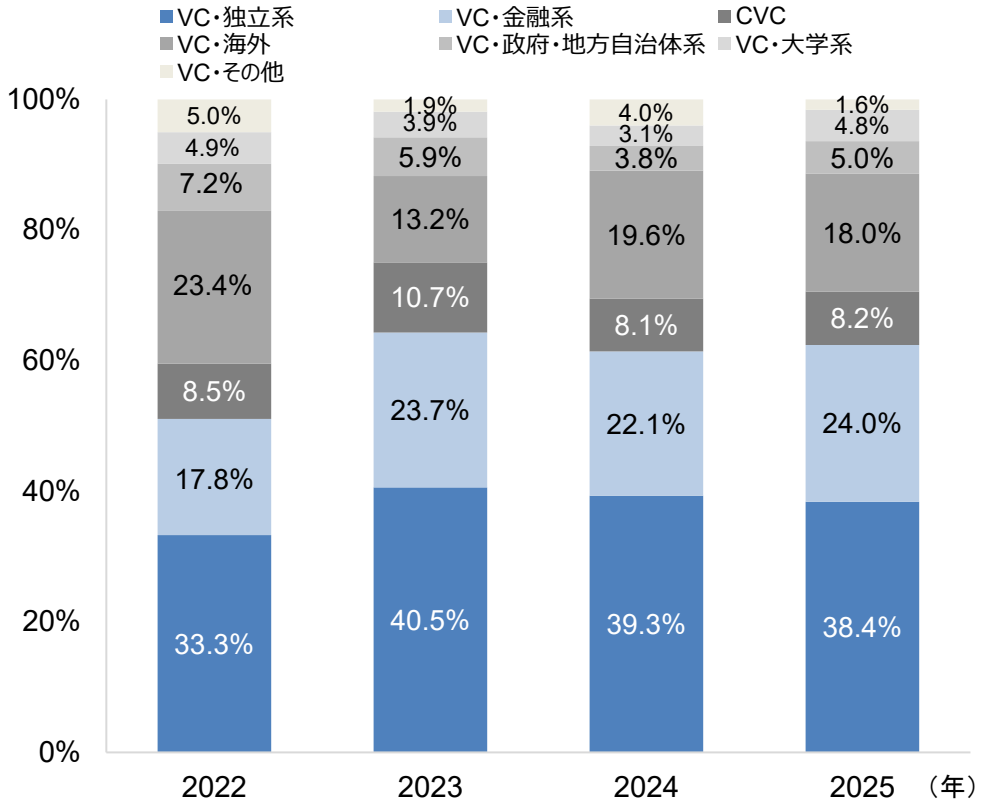
国内スタートアップへの資金供給の状況

- 国内スタートアップに投資を行う主体のうち、ベンチャーキャピタル（VC）による投資額は全体の35.9%を占め、スタートアップへの資金供給において、重要な役割を果たしている（注1）
- 2024年における我が国のVCによる投資額のうち、独立系VCの占める割合が最も多く（38.4%）、CVCの割合は8.2%であった

国内スタートアップへの資金供給主体（注2）



日本のVC属性別の投資額割合

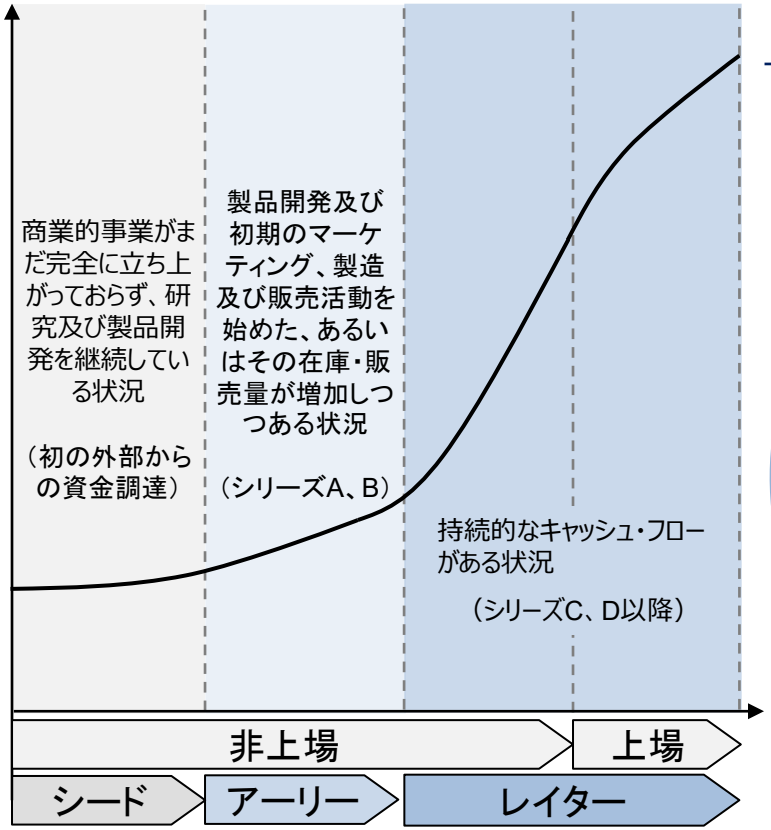


（注1）VCの運営を行う適格機関投資家等特例業者等は、およそ1,000程度と推計される
（注2）「国内スタートアップへの資金供給主体」は、前記の「資金調達額」と異なり、各資金供給主体からのスタートアップへの「投資額」（推計を含む）をもとに算出されており、「投資額」には、株式の移動や買収・子会社化、その後のEXITまでの投資などが含まれる
（出所）スピーダ スタートアップ情報リサーチ「Japan Startup Finance 2025」

ステージ別スタートアップへのVCからの資金供給

- VCからスタートアップ企業への資金供給額について、資金調達ステージ別での割合を比較すると、米国ではレイターステージへの投資が多くを占める一方、日本ではアーリーステージへの投資が大半

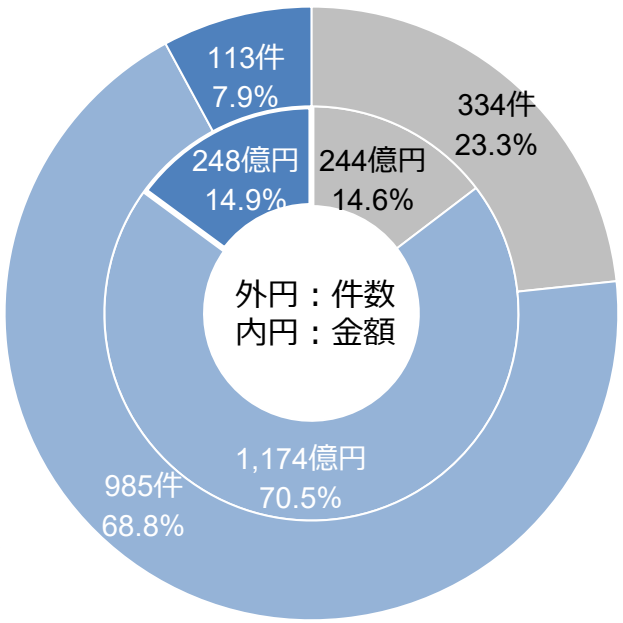
スタートアップの成長イメージ（注1）



ステージ別スタートアップへのVCからの資金供給（2022年）（注2）

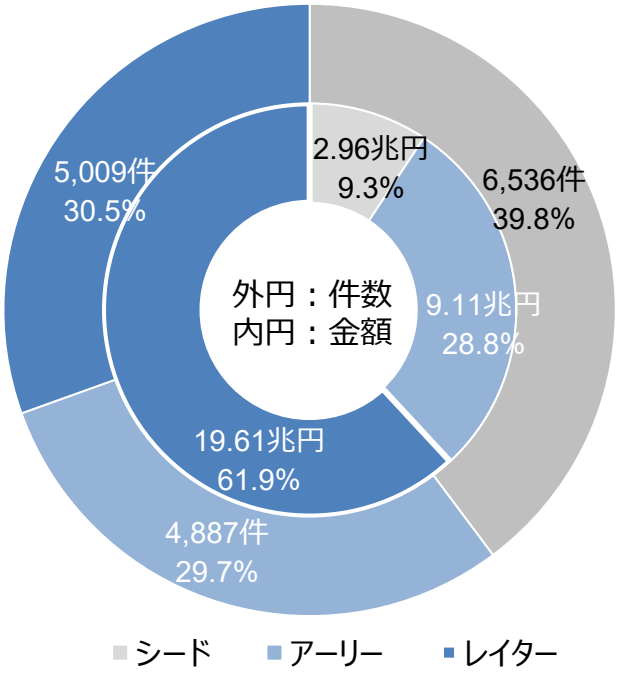
日本（注3）

総額1,666億円（1,432件）



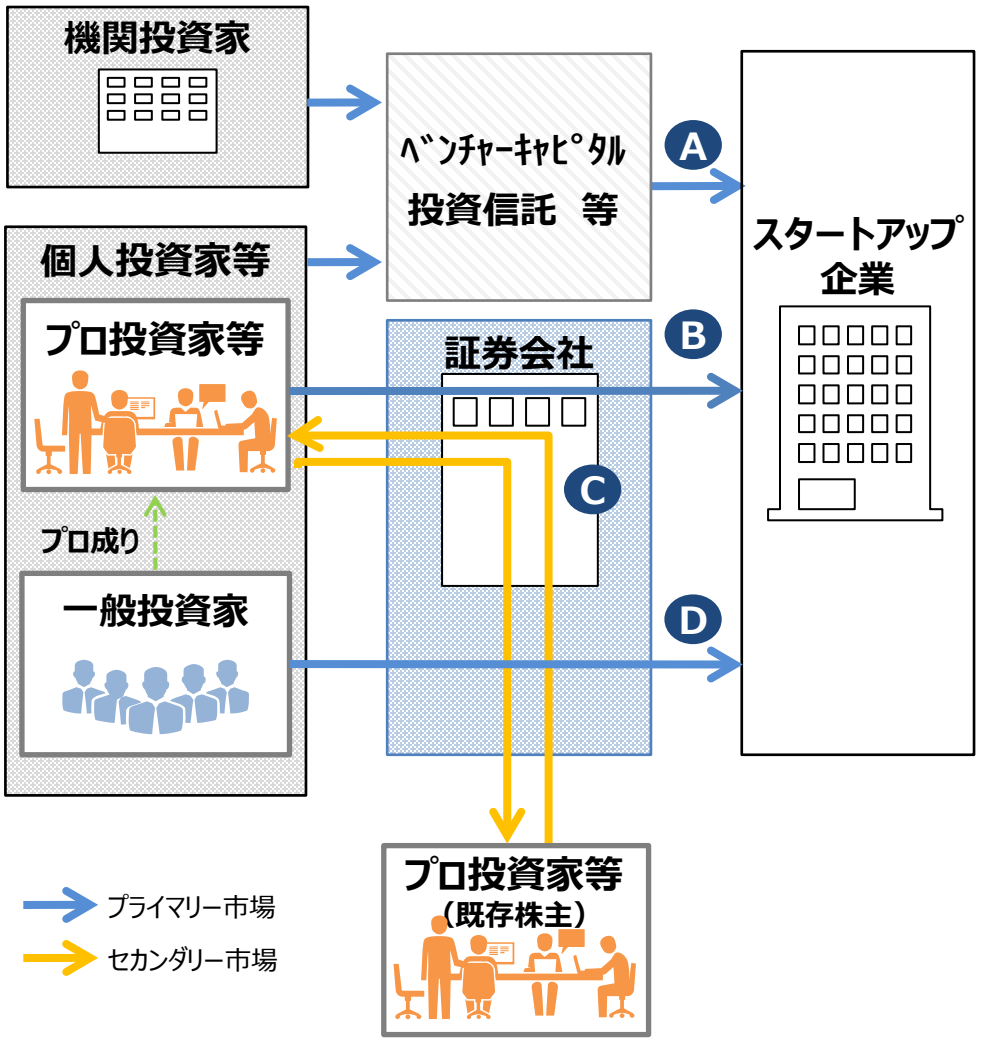
米国

総額31.7兆円（16,432件）



（注1）各ステージの定義については、一般財団法人ベンチャーエンタープライズセンター「ベンチャー白書2023」及びINITIAL「2023年 Japan Startup Finance」より作成
（注2）1ドル＝131.50円で換算、日本における「アーリー」には、出所の分類のうち、「エクスパンション」を含み、米国における「レイター」には、出所の分類のうち、「ベンチャーグロース」を含む
（注3）日本は、2022年度の結果であり、また日本国内VCによる国内投資先への投資額を表す
（出所）【日本】一般財団法人ベンチャーエンタープライズセンター「ベンチャー白書2023」、【米国】The National Venture Capital Association, “NVCA 2023 Yearbook”.

スタートアップ企業等への成長資金の供給促進に向けた取組み（全体像）



A　投資運用の専門家を通じた資金供給の強化

■ ベンチャーキャピタル（VC）を通じた投資

① 「VCにおいて推奨・期待される事項」（VCRHs）を策定・周知

② 金融・資産運用特区において、VCへの出資要件を緩和

③ 銀行の投資子会社による投資先企業の要件を緩和

④ 新興運用業者促進プログラム（日本版EMP）を策定

■ 投資信託等を通じた投資

⑤ 非上場株式に投資する投資信託の枠組みを整備・柔軟化

⑥ 非上場株式に投資する上場投資法人の規制を緩和

B　プロ投資家等の直接投資による資金供給の強化

⑦ 米国並みの資金調達環境の整備（日本版Rule506）による更なる活性化（インターネット等による勧誘緩和等）

⑧ J-Ships等の勧誘の相手方を潜在的特定投資家にも拡大 ★
潜在的特定投資家に対する投資勧誘制度を整備

⑨ 個人がプロ投資家になるための移行要件を緩和

C　（プロ投資家等による）非上場株式の流通市場の整備

⑩ 非上場株式の流通プラットフォーム創出のための参入規制を緩和

⑪ 特定投資家向け有価証券の譲渡の相手方を拡大

D　一般投資家の直接投資による資金供給の強化

⑫ 株式投資型クラウドファンディングの規制を緩和

⑬ 株主コミュニティへの勧誘対象を拡大

⑭ 有価証券届出書の提出免除基準の引上げ ★

⑮ 少額の資金調達に係る届出様式簡素化と金額基準引上げ ★

※赤枠は、２０２６年春以降に改正を予定する施策
※★は、法改正事項

近年の主な取組・施策（概要）

A 投資運用の専門家を通じた資金供給の促進

ベンチャーキャピタル（VC）を通じた投資（2025年 約3,100億円）

① **「VCにおいて推奨・期待される事項」**（VCRHs）を策定・周知（2024年10月）
- ✓ VCのガバナンス向上や投資先企業の支援等を促し、機関投資家からVCへの資金供給やスタートアップの成長等を活性化

② **金融・資産運用特区**において、**VCへの出資要件**を緩和（2024年11月）
- ✓ 一定の知識経験を有する投資家による出資額の上限規制を撤廃し、起業経験等のあるエンジェル投資家による投資を活性化

③ **銀行の投資子会社**による**投資先企業の要件**を緩和(2024年11月)
- ✓ スタートアップの設立年数要件を緩和（10年→20年未満）し、銀行グループによる投資を活性化

④ **新興運用業者促進プログラム**(日本版EMP)を策定（2023年12月）
- ✓ 金融機関等の運用における新興運用業者の活用を活性化

投資信託等を通じた投資（公募投資信託の純資産総額 約830億円）

⑤ **非上場株式に投資する投資信託**の枠組みを整備（2024年2月）
- ✓ リスクを理解・許容できる一般投資家による投資が広がるほか、スタートアップの上場後も投資が継続することが期待される

⑥ **非上場株式に投資する上場投資法人**の規制を緩和（2024年3月・2025年2月）
- ✓ 開示内容を緩和・自己投資口の取得を解禁し、投資法人の参入促進

投資家の直接投資による資金供給の促進

B プロ投資家による投資（累計 約300億円）

⑦ **資金調達の枠組み（J-Ships）**を整備したほか、個人がプロ投資家になるための要件を緩和（2022年）
- ✓ 一般投資家を対象とする場合の厳格な情報開示を要さずに、広く　個人も含めたプロ投資家による投資が可能となる

⑧ **米国並みの資金調達環境**の整備（日本版Rule506）による更なる活性化（2025年2月・3月）
- インターネットを含む様々な媒体による勧誘の利便性向上
- 個人がプロ投資家になるための要件の明確化
- ✓ プロ投資家へ移行するメリットや要件がわかりやすくなり、投資家の裾野を拡大

D 一般投資家による投資（累計 約220億円）

⑨ **株式投資型クラウドファンディング**の規制を緩和（2025年2月）
- ✓ 企業の発行上限（1→5億円）や投資家の投資上限（50万→最大200万円）の緩和により、投資家保護に支障のない範囲で投資を促進

⑩ **少額の資金調達**に係る届出書様式の簡素化（2025年2月）
- ✓ 記載が必要な監査済み財務諸表の数を縮減等

⑪ **株主コミュニティ**（地域に根差した非上場企業の株式を売買する枠組み）への勧誘対象を拡大（2024年11月）
- ✓ 発行企業の取引先の役職員等への参加勧誘を可能とし、投資家保護に支障のない範囲で投資を促進

C 非上場株式の流通市場の整備

⑫ 非上場株式の**流通プラットフォーム創出**のための規制を緩和（2024年5月金商法改正、2024年11月・2025年5月施行）
- ✓ 小粒上場を回避し、株主の換金機会を拡大するため、非上場株式の仲介を行う証券会社の登録要件を緩和する等、証券会社の参入を促進

2026年春以降に取り組む施策（概要）

A 投資運用の専門家を通じた資金供給の強化

■ **VCを通じた投資の活性化**

- **「VCにおいて推奨・期待される事項」（VCRHs）の改訂**を通じて、VCからスタートアップへの資金供給・支援強化等を推進 （26年秋頃予定）

■ **非上場株式に投資する投資信託等の枠組みを整備・柔軟化**

- 投資信託の非上場株式の組入れ比率 （公募：原則15%まで） に係る**上限超過時の対応を柔軟化** （運用協規則改正/26年４月施行）
 また、**非流動性資産に特化した公募投資信託の枠組み**を今後検討
- **東証上場ベンチャーファンド**に係る**運用の自由度の向上等**を図る（上場後のポートフォリオ構築期間の延長等）
 （東証規則改正/26年夏頃施行予定）
- **国家戦略特区**において、**プロ向けの少額ベンチャーファンド**の**監査要件**を**投資家同意の下で不要**にする （府令改正/26年４月施行）

B プロ投資家等の直接投資による資金供給の強化

■ **J-Ships等の勧誘の相手方を潜在的特定投資家にも拡大**

- **特定投資家私募(J-Ships(注１)等)**の勧誘の相手方の範囲を拡大し、**潜在的特定投資家**(注２)を追加 （金商法改正案/27年春頃施行予定）

（注１）非上場企業の株式や投資信託等を特定投資家向けに発行・流通することを可能にする制度

（注２）特定投資家要件を満たし、高い情報分析能力を有するものの、特定投資家への移行手続を行っていない者

■ **潜在的特定投資家に対する投資勧誘制度を整備**

- **潜在的特定投資家**に対する**勧誘の仕組を新たに整備**
 （日証協規則改正/26年春頃施行予定）

■ **個人がプロ投資家になるための移行要件を緩和**

- 平均取引頻度要件を現行の月４回以上から**年１回以上に緩和**
 （府令改正/26年春頃施行予定）
- スタートアップ等への投資経験を有する**中小企業の役員等が特定投資家に該当し得る旨を明確化**（注３） （Q&A改訂/26年春頃予定）

（注３）25年春にも、上場会社やスタートアップの役員等、M&Aの業務経験者等が該当し得る旨をQ&A改訂で明確化

C (プロ投資家等による)非上場株式の流通市場の整備

■ **特定投資家向け有価証券の譲渡の相手方を拡大**

- **特定投資家向け有価証券**（注４）を、特定投資家、潜在的特定投資家等に加え、**当該有価証券の発行会社の役職員、既存株主及び発行会社との間でM&A等を実施する相手方**にも、**有価証券届出書なく譲渡可能**に （府令改正/27年春頃施行予定）

（注４）特定投資家私募が行われた有価証券、それと 同一種類の有価証券等

D 一般投資家の直接投資による資金供給の強化

■ **有価証券届出書の提出免除基準の引上げ**

- 有価証券届出書の**提出免除基準を**１億円から**５億円に引上げ**
 （金商法改正案/27年春頃施行予定）

■ **少額の資金調達に係る届出様式簡素化と金額基準引上げ**

- **簡易様式の有価証券届出書**を利用できる**少額の株券等の募集**について、**利用可能額の範囲**（１億円から５億円）を**５億円から10億円に引上げ**
 （金商法改正案/27年春頃施行予定）

■ **金商業者の仲介促進**

- 金商業者における**非上場株式の原則勧誘禁止を見直し、**日証協の自主規制規則に定める取引制度に基づく勧誘へ**規制体系を転換**
 （日証協規則改正/26年春頃施行予定）

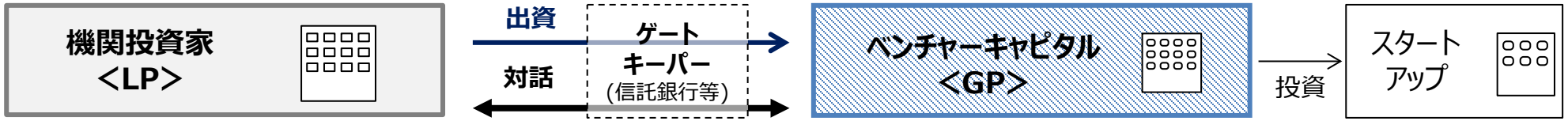
「ベンチャーキャピタルにおいて推奨・期待される事項」（VCRHs）概要①

2024年10月17日
最　終　化

□ 国内外の機関投資家の資金がベンチャーキャピタル（VC）に円滑に供給されるよう、金融庁と経済産業省が共同して「ベンチャーキャピタルに関する有識者会議」を開催し、広く内外機関投資家から資金調達を目指すVCについて、ファンドへの投資者（LP）及びファンド運営管理者（GP）における「推奨・期待される事項」を策定

課題

- VCによる投資額はこの十数年で拡大しており、スタートアップへの資金供給において重要な役割を果たしている一方、国内VCの規模は米国等と比して相対的に小さく、国内外の機関投資家からの資金供給が限定的との指摘がある。
- 知識経験やノウハウ、ネットワーク等を有するVCがスタートアップを支援し育成することが、スタートアップエコシステムの発展において重要との指摘がある。



概要

位置づけ

■ VCのガバナンス等が向上することで、**内外機関投資家によるVCへの円滑な資金供給**、スタートアップへの全般的な出資機能の強化、**スタートアップエコシステムの進化**を目的とする

■ 広く内外機関投資家から資金調達を目指すVCにおいて、VCの実態に応じ、**LP及びGPにより活用されるもの**として作成

■ 本有識者会議として推奨又は期待する事項をまとめたものであり、当該推奨・期待に応じた対応をどのように行うかは、**LPとGPの間で意思疎通されることが期待される**

対象となるVC

■ **広く内外機関投資家から資金調達を目指すVC**

※ **CVC、金融系・大学系VC、初期段階のVCは**、本業とのシナジーや資金調達状況等を踏まえた運営体制を取ることが想定される
一方、LPの意向やGPの将来展望等を踏まえ、**必要に応じて推奨・期待される事項が参照される**ことも期待される

「ベンチャーキャピタルにおいて推奨・期待される事項」（VCRHs）概要②

2024年10月17日
最　終　化

□ 広く内外機関投資家から資金調達を目指すVCとして備えることが「推奨される事項」と、スタートアップエコシステムの発展に寄与し、LPの中長期的なリターンを向上させるものとしてVCに一般的に「期待される事項」の二段構成

推奨・期待される事項の内容

	推奨される事項	期待される事項（※）
受託者責任・ガバナンス	1. GP（ファンド運営管理者）は受託者責任を十分に認識し、LP（投資者）への説明責任を果たすこと 2. キーパーソンがファンド運営に専念できる体制等の持続可能な経営体制を構築すること 3. VCにおけるコンプライアンス管理の体制を確保すること 4. 他のLPに重大な悪影響を及ぼし得る権利付与を特定のLPに行う場合に、他のLPに当該権利付与について情報提供を行うこと	
利益相反管理等	5. VCにおいて利益相反管理体制を整備し、LPとGPの利益相反事項が生じた場合、LPへの諮問を行う等の適切な対処を行うこと 6. GPがVCへの出資コミットメントを行う等、LPとGPの利害を一致させるための対応を行うこと	
情報提供	7. VCの保有資産について公正価値評価を行った上で、LPに情報提供すること 8. LPに対して、四半期ごとにファンドの財務情報を提供すること	
投資先の企業価値向上		9. 投資先スタートアップの成長に資する投資契約となるよう、VCが投資先スタートアップと十分に意思疎通を図ること 10. VCが投資先スタートアップに対し、人材紹介、ノウハウ提供等の経営支援を行うこと 11. VCが投資後においても継続的に資本政策支援を行うこと（フォローオン投資、ファンド期間延長、M&A含む最適なエグジット手法・時期の検討） 12. 投資先スタートアップが上場した後に、売却時期や手法を十分に検討すること（クロスオーバー投資についても検討）
その他		13. ESGやダイバーシティを意識したファンド運営を行うこと

※ 目指すべき全体的な方向性を示すものであり、個別のVCの戦略は多様であることに留意

日証協・金融庁共催「スタートアップ企業等への成長資金供給等に関する懇談会」報告書（2025年９月５日公表）のポイント

KGI・参考指標		◆KGI:「市場仲介者が関与する資金調達額を2027年度までに1,800億円とすること」 ◆KGIを達成する上での参考指標 ・非上場会社のセカンダリー取引の状況、J-Shipsの利用状況 ・非上場株式を組み込んだSPVスキーム・投資信託等ビークルを通じた資金調達額 ・未公開株に関する苦情相談件数
大規模投資家等		◆大規模投資家等の市場参加促進 ・VCの魅力向上　・アセットオーナーの運用対象資産の多様化　・官民ファンドの活用 ・オープンイノベーション促進税制の対象拡大、PE課税特例の見直し ・市場関係者によるアドバイザリー・サービス等の更なる取組み
SPVスキーム・投資信託・エンジェル投資家		◆SPVスキーム、投資信託、エンジェル投資家による投資拡大のための推進施策 ・SPVスキームのモデル契約の整備 ・非流動性資産を組み込んだ投信の規制緩和・新たな組成・販売の枠組み ・スタートアップ企業等への投資を税制面から促進する取組み
リスク許容度・投資判断能力のある投資者等	プライマリー	・**J-Shipsの利活用拡大**（特定証券情報等の見直し、取引制約の緩和等） ・**特定投資家による投資の活性化**（特定投資家の移行要件の弾力化等） ・**準特定投資家**（特定投資家の移行要件を満たす投資者）を対象とする勧誘・取引制度**に係るルール整備**
	セカンダリー	・**取次型登録PTS及び株主コミュニティにおける価格情報の公表等の見直し** （対象顧客がリスク許容度や投資判断能力の高い者等に限られる場合）
	原則勧誘禁止	・**非上場株式の原則勧誘禁止を見直し、日証協の規則に定める取引制度※に基づく勧誘へ転換** ※J-Shipsや株式投資型クラウドファンディングなど
制度周知等		・積極的な周知活動の実施、効果的な周知活動・推進施策について検討

※「SPVスキーム」とは、複数の投資家による特定少数のスタートアップ企業等へのシンジケート投資を、投資家が直接的な株主にはならない形で実現するために、LLC（Limited Liability Company:合同会社）等のSPV（Special Purpose Vehicle）を利用した投資スキームをいう。米国や欧州のスタートアップ企業等への投資において活用されている。

個人が特定投資家になるための要件の見直し案の概要

※赤字部分について緩和・明確化を検討

□ 特定投資家による投資の活性化を図る観点から、特定投資家に移行可能な個人の要件を緩和・明確化する方向で見直し予定（平均取引頻度の要件については、2026年4月10日～5月11日にかけて、パブリックコメントを実施）

個人が特定投資家になるための要件

取引経験1年以上 and

- 投資性金融資産 3億円以上 and 純資産 3億円以上
- or 年収
 - 1億円以上 or 1,000万円以上 → and 特定の知識経験
- or 投資性金融資産
 - 5億円以上 or 3億円以上 → and 年取引頻度1回/年以上 ~~年平均取引頻度4回/月以上~~
 - or 1億円以上 → and 特定の知識経験
- or 純資産
 - 5億円以上 or 3億円以上 → and 年取引頻度1回/年以上 ~~年平均取引頻度4回/月以上~~
 - or 1億円以上 → and 特定の知識経験

「特定の知識経験を有する者」（以下のいずれかに関する実務に通算1年以上従事した者）

- 金融業に係る業務に従事
- 経済学又は経営学の教授・准教授等
- 以下の資格保有者
 ・証券アナリスト、証券外務員（1・2種）、FP技能士（1・2級）、中小企業診断士
- 経営コンサルタント業に従事する者その他の者で、左記と同等以上の知識経験を有する者【バスケット条項】

2025年3月明確化

「同等以上の知識経験を有する者」の例示（以下のいずれかに関する実務に概ね通算1年程度従事した者）（注）

- 有価証券報告書提出会社（上場会社等）の役員
- 企業財務・経営戦略策定等の業務経験のある以下の者（※1）
 ・上場会社等の従業員
 ・スタートアップの役職員
- M&A・IPOの業務経験者（※1）
- 以下の資格保有者
 ・ 公認会計士
 ・ 税理士
 ・ 資産形成コンサルタント
- 認定経営革新等支援機関（※2）

（※1）当該業務において中核的な役割を担う者として従事した者に限る　（※2）中小企業に専門性の高い支援を行う者として中小企業経営強化法に基づく認定を受けた者

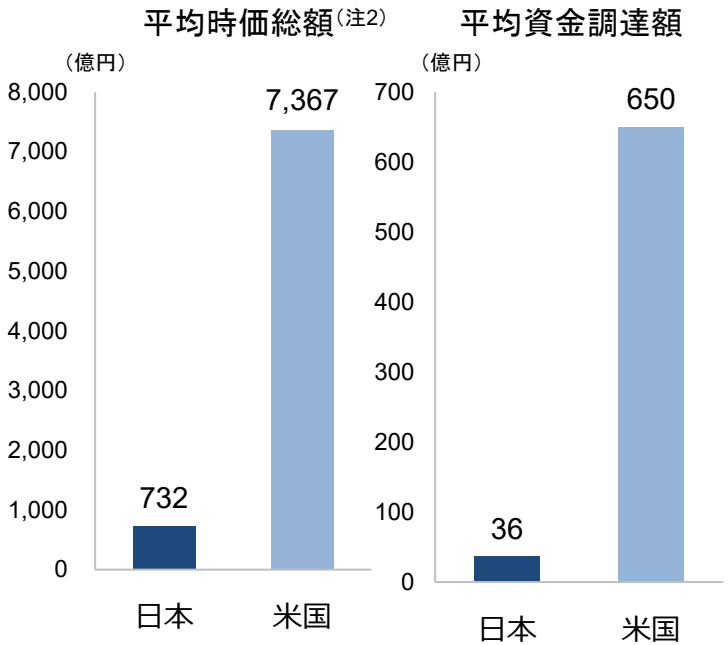
（注） なお、証券会社は上記に該当しない者についても、例えば他の非上場会社やベンチャーキャピタル等への出資経験が1年以上ある非上場の役員等、その知識経験の内容次第で「同等以上の知識経験を有する」と認めることが可能。

明確化

小粒上場に関する課題

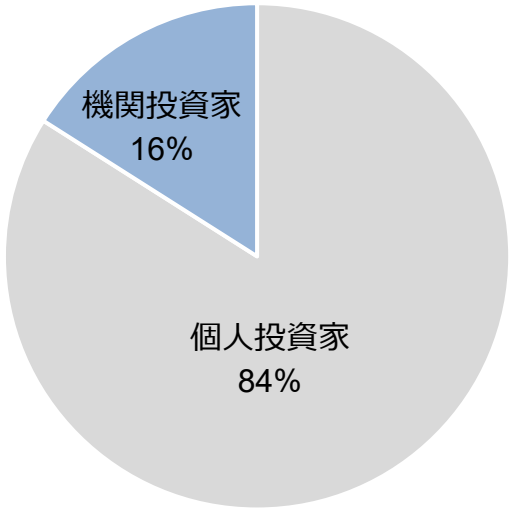
- 日本では、**スタートアップ企業が、ベンチャーキャピタル等の投資家の換金ニーズを満たす等の観点から、企業規模が小さいまま上場**する傾向があることが指摘されている。
- その場合、スタートアップ企業の**上場時の資金調達額や時価総額では機関投資家の投資対象とならず、機関投資家によるスチュワードシップ活動の対象ともならないため、上場後の成長が停滞する**原因となっていることが指摘されている。

上場時の時価総額・資金調達額（2025年）



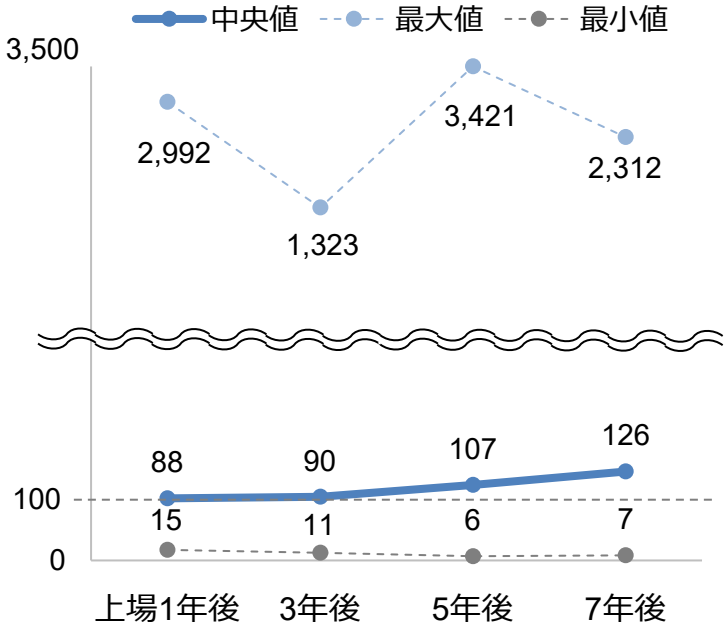
（注1）日本は東京証券取引所のプライム、スタンダード、グロース市場、米国はNASDAQ、NYSEのIPO銘柄（1ドル＝150円で換算）
（注2）IPO時の時価総額は公開価格ベースで計算
（出所）日本：東京証券取引所、米国：Jay R. Ritter ”Initial Public Offerings: Underpricing”

国内でのIPO時の配分状況



（注1）2020年から2022年における平均を表す
（注2）米国においては、機関投資家への配分が7割を超えるとの調査結果も見られる
（出所）日本証券業協会

国内の上場後の時価総額の推移



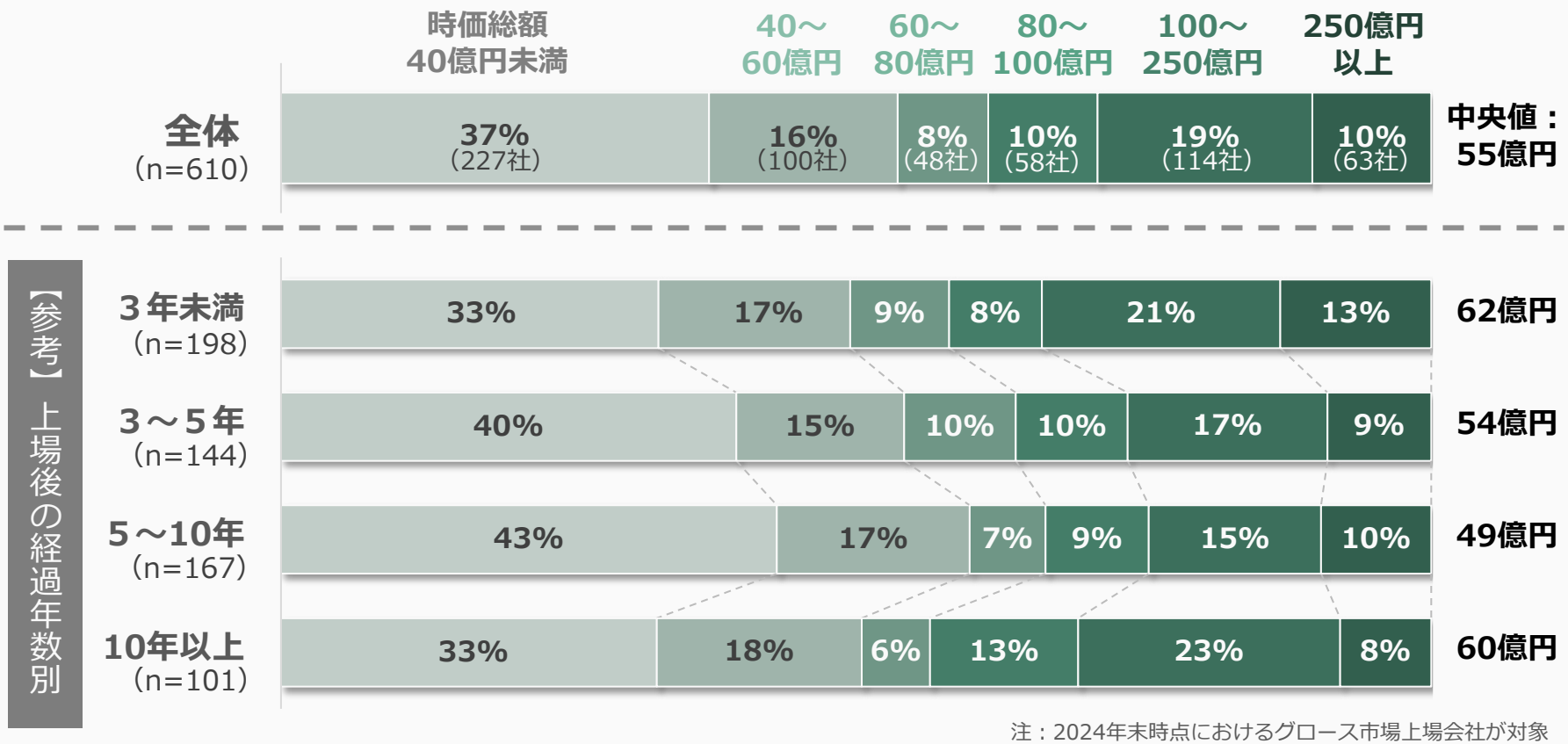
（注）2010年以降にマザーズに上場した会社を対象とし、上場月の月末時価総額を100とした上場x年後の時価総額
（出所）東京証券取引所

参考：現状（時価総額の分布）

東証資料より作成

■ 現在のグロース市場上場会社の**時価総額中央値は５５億円**

グロース市場上場会社の時価総額分布



注：2024年末時点におけるグロース市場上場会社が対象
注：時価総額は、2024年10月～12月の終値平均ベース

グロース市場改革の取組み（2025年9月～）

2026年２月25日
金融調査会資料（抜粋）

◆ 東証では、**上場後の高い成長を促す**ことに主眼を置き、**グロース市場をまさに「グロース」らしくしていくための改革を推進**

グロース市場改革の取組み

Ⅰ．上場維持基準の見直し

◆ **「上場５年経過後、時価総額１００億円以上」**に見直し（**２０３０年**から）（現在は、上場１０年経過後、時価総額４０億円以上）**【2025年12月施行】**

- ✓ **上場後の高い成長**や**企業間のＭ＆Ａを促す**
- ✓ **新規上場基準は変えず、引き続き、１００億円未満の規模で上場し、高い成長を目指すことが可能**

※ 企業の成長機会確保のため、経過措置を設定するとともに、スタンダードへの市場区分変更基準を見直し

Ⅱ．「高い成長を目指した経営」の働きかけ

◆ **グロース全上場企業を対象**に、**投資家の期待**を踏まえた**成長状況の分析・評価、成長戦略・開示のアップデート**を要請**【2025年9月～】**

- ✓ 時価総額１００億円以上の企業も含め、**高い成長の実現に向けた積極的な取組みを促す**

⇒ 今後、対応状況について**継続的にフォローアップ**

Ⅲ．積極的に取り組む企業のサポート、メリットの創出

◆ 取組みの検討材料の提供や、機関投資家との接点づくりのサポートなどを推進

① 投資家が評価しているグロース上場企業の取組み事例（好事例）を提供【2025年12月】
② 積極的に取組みを進める企業の投資家への見える化（一覧化）をスタート【2026年2月】
③ グロース上場企業にフォーカスしたセミナー、機関投資家との対話イベント等を開催【順次】
④ スタートアップの成長性に着目した「JPXスタートアップ急成長100指数」を開発【2026年3月】

⇒ その他、経営者と継続的に意見交換を行い、市場関係者とも連携・協働し、各種施策を推進

目次

１．金融商品取引法及び資金決済に関する法律の
一部を改正する法律案

２．スタートアップへの成長資金の供給促進

３．令和８年夏の金融庁の組織拡充・再編

令和８年度　機構・定員について

○　金融行政を巡る課題に適切に対処するため、監督局の再編及び次長の設置を柱とする金融庁の体制強化として、以下の機構・定員の設置が認められた。

◆ **各分野のビジネスの発展やイノベーションの促進を図り、それぞれの監督・モニタリングの高度化をさらに進める**

- 総合政策局及び監督局を再編し、**資産運用・保険監督局、銀行・証券監督局を設置**
- 専門的横断テーマを担当し、両監督局と連携する総括審議官を、**監督総括審議官に名称変更**
- 金融分野におけるデジタル技術の進展への対応等のため、**参事官１人、室長１人を設置**

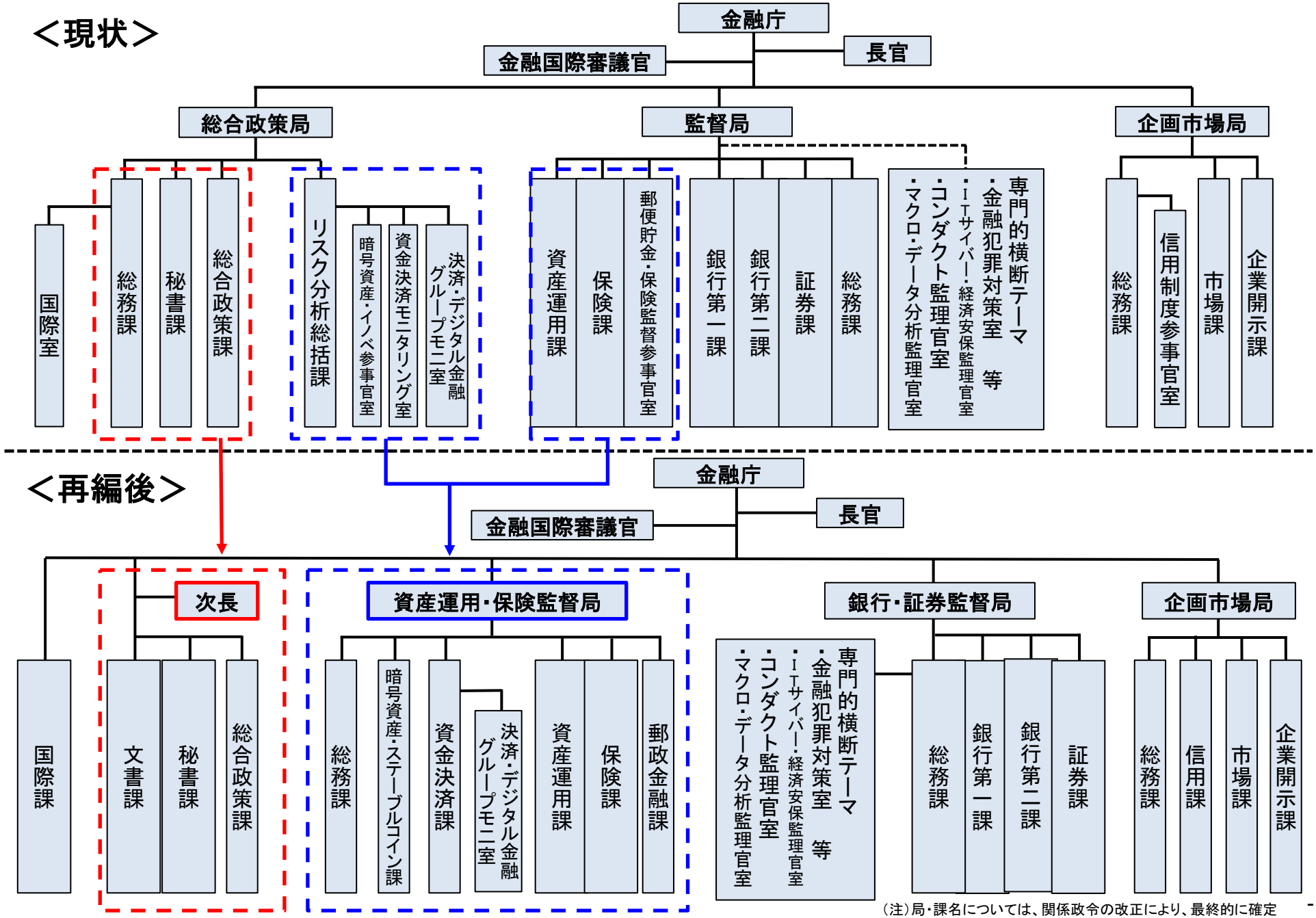
◆ **金融庁が不断に進化し続けるための体制を強化する**

- 全庁的な金融行政の立案・総合調整機能を担う官房部門担当の**次長（局長級）を設置**
- **国際課、信用課、郵政金融課、資金決済課、暗号資産・ステーブルコイン課を設置**（既存の関係参事官を課長に名称変更）
- 定員は、**４人の純増**　（金融庁の定員：１，６６０人⇒１，６６４人）

⇒　関係政令等の整備を進め、2026年夏に、上記の組織再編を予定。

（注）局・課名については、関係政令の改正により、最終的に確定

令和８年夏における金融庁の組織拡充・再編



（注）局・課名については、関係政令の改正により、最終的に確定